

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ペー ジ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
1	1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年には減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料（特に中山間地域は深刻）	(1) 広報・啓発の充実	犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 犯罪情勢に応じた「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 3 RKCラジオでの広報 4 県有車への「安全安心まちづくり」マグネットシートの貼付（毎月5日、第3木曜日等） 5 県庁舎などでの「通学路安全の日」タペストリーの掲示（毎月第3木曜日） 6 安全安心まちづくりポスターの募集 最優秀作品はポスターとして関係機関に配布 7 県庁舎における上記ポスターの掲示 8 安全安心まちづくり出前講座の実施 9 地域の集まりの場などにおける寸劇等での特殊詐欺の手口紹介 10 イオンモール高知専門店街1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開催、同イベントにおける犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 11 関係機関・団体の発行機関紙への特殊詐欺被害防止、安全安心まちづくりに関する記事寄稿 12 高知県ホームページでの広報	【評価】 安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりポスター募集など、県民に対し継続的に広報啓発ができており、防犯意識の高まりにつながっている。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方針）】 広報啓発については、県民の防犯意識を高めるため、継続的に取り組むべきものであることから、次のことに留意しつつ継続して取り組んでいく。 ○関係機関と連携し、より広く広報していく。 ○現役世代に対するアプローチに効果的か。	(1) 広報・啓発の充実	【推進計画に基づく取組内容】 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 犯罪情勢に応じた「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 3 RKCラジオでの広報 4 県有車への「安全安心まちづくり」マグネットシートの貼付（毎月5日、第3木曜日等） 5 県庁舎などでの「通学路安全の日」タペストリーの掲示（毎月第3木曜日） 6 安全安心まちづくりポスターの募集、最優秀作品等をデザインしたポスター等の配付 7 上記ポスターの県庁舎等への掲示 8 安全安心まちづくり出前講座の実施 9 地域の集まりの場などにおける寸劇等での特殊詐欺の手口紹介 10 「安全安心まちづくりひろば」における、犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 11 関係機関・団体の発行機関紙への特殊詐欺被害防止、安全安心まちづくりに関する記事寄稿 12 高知県ホームページでの広報	【安全安心まちづくりニュース】・・・◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充					1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活課	36
							【安全安心まちづくりだより(会報)】・・・◎会報の発信（おおむね年度4回）							
							【高知県安全安心まちづくり推進会議速報(会員向け)】・・・◎随時作成、発行							
							【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載							
							【ラジオ等による広報】・・・◎交通安全チーム、消費チームと連携した広報の実施							
							【安全安心まちづくりポスター作成等】・・・◎県教委との連携強化 ◎最優秀作品のポスター配付							
							【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎集客数の多い場所での開催 ◎イベントを通じた防犯啓発							
							【その他の活動】・・・◎出前講座の実施(随時)、◎県有車両へのマグネット貼付 ◎あらゆる機会を利用したパネル展の実施 ◎県庁舎等へのタペストリー貼付							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
2	特になし	(1)	犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。	【評価】 安全安心まちづくりポスターの募集を県内全ての小中高等学校へ広報啓発することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができている。 【課題等】 啓発効果の分析が困難である。 【第3次計画に向けて（方針）】 啓発効果の分析は困難であるが、継続した取り組みが大切であることから、引き続き取り組んでいく。	(1)	【推進計画に基づく取組内容】 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。						小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり	学校安全対策課	36
			【個別の取組内容】 高知県安全安心まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施（各小中高等学校へ）することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができた。			【個別の取組内容】 1 高知県安全安心まちづくり推進会議が行う広報・啓発活動への協力 2 安全安心まちづくりポスターコンクールへの積極的な参加を呼びかける。	安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動（H31 内容追加）							
3	刑法犯認知件数の推移 H27 5,664 H26 5,710 H25 6,530 H24 7,082	(1)	犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者の理解を深め、防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。また、条例や防犯上の指針などについて、リーフレットやホームページなどにより、県民や事業者に対して情報の提供を行います。	【評価】 ミニ広報紙、チラシ、ホームページ、メディア等を活用した広報・啓発活動を行うとともに、自主防犯団体等に対する直接的な広報・啓発活動を行い、防犯意識の高揚につながる活動を展開した。 【課題等】 効果の検証が困難であるが、防犯意識を高揚させ、持続させるには、継続した広報・啓発活動に取り組む必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 防犯意識を高揚させ、持続させるには、継続した広報・啓発活動に取り組んでいく。	(1)	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動等の各種活動による広報・啓発活動 2 テレビ、ラジオ等を活用した広報・啓発活動 3 ホームページ、チラシ等による広報・啓発活動 4 【SNS等による広報・啓発】…犯罪情勢に応じた内容の選定（H31 追加）	【全国地域安全運動による広報・啓発】…効果的な広報・啓発活動の企画					県民、事業者、地域活動団体の防犯活動への参加や防犯意識の高揚を図り、犯罪の起こりにくい地域社会を実現する。	生活安全企画課	36
			【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの各種防犯情報掲載 特殊詐欺被害警戒注意報発令時等随時掲載 3 ラジオ・テレビ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1

県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策1

県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
			ラジオ出演による広報では、現在問題や話題となっている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。	とせらには、継続した広報・啓発活動が必要であり、引き続き広報・啓発活動の充実に取り組んでいく。		内容の選定（R1追加）			【SNS等による広報・啓発】・・・ 犯罪情勢に応じた内容の選定（R1追加）					

様式3

重点目標1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1	県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
4	特になし	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	① 広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「交番・駐在所速報」の内容を一層充実させ、犯罪の発生情報などをタイムリーに提供するとともに、テレビやラジオ等のメディア、市町村広報紙等を活用して幅広い情報の提供を行います。 【個別の取組内容】 1 ミニ広報紙・交番速報等の発行 2 HPの随時更新 3 ラジオ広報 ラジオ広報を行った。 4 各署における市町村広報紙等への掲載依頼 各署において、市町村広報紙等への地域情報の掲載をすることで住民に対する広報を図った。 5 交番速報のタイムリーな発行による防犯情報の提供を行った。	【評価】 ミニ広報紙、交番速報等については、地域の警察官が各家庭に巡回連絡で訪問した際に配布したり、各町内会で回覧することにより、広く県民に広報ができた。 【課題等】 特殊詐欺のような新たな手口の犯罪が増加していることから、よりタイムリーで幅広い情報発信活動が必要とされる。 【第3次計画に向けて（方針）】 時宜をとらえた交番速報の発行に努めるなど、引き続き取り組んでいく。	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	【ミニ広報紙】…発行紙数の増量、地域性の高い情報の掲載、配布率の向上 【交番・駐在所速報】…発行紙数の増量、地域性の高いタイムリーな情報の発信 【高知県警察HP】…新規情報の充実、更新情報の早期提供 【自治体広報紙への掲載】…各所属から毎月の掲載依頼	1 県民の防犯意識の向上と安全安心情報のリアルな提供 2 県民の自主防犯意識、自主防犯活動の定着と活性化	地域課	36				
5	登録件数 12,130件 H28.3末 発信件数 30件 H28.3末	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	②「あんしんFメール」による不審者等の情報の提供 県民が地域の不審者情報や身近な犯罪情報をタイムリーに手に入れられるよう、県民に対して、携帯電話を活用した情報の提供（あんしんFメール）を行います。 【個別の取組内容】 1 あんしんFメール広報結果 登録者数H27年11,985人（H27.12月末） 発信件数H27年158件（H27.12月末） 2 各種広報媒体を利用した広報 HPIによる登録方法の広報等を行ったほか、子ども女性安全対策班の活動内容についても広報を行い、県民の体感治安の向上に努めた。	【評価】 登録者数は平成27年度末で11,985人であり、右肩上がりで推移しているものの、平成28年度末の目標数15,000人については達成が難しい状況である。 【課題等】 あんしんFメールへの登録については、携帯電話による登録作業が必要であり、高齢者などには直接方法を伝えるなどの必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 あんしんFメールは、地域における不審者情報を速やかに知らせることができるので、引き続き普及を広めるよう取組を継続する。	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 地域活動団体の総会や研修会、各年齢層を対象とした防犯教室等機会を捉えて加入を広報する。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体を利用して広報活動を推進する。	【あんしんFメールによる不審者情報の提供】 新規情報の充実……通年 【あんしんFメール登録者数の促進】…各種活動団体における会等の機会を捉えた広報、各種広報媒体を活用した広報	1 県民等に対する不審者情報の周知 2 日常的な防犯に対する意識付け 3 全県民による安全安心まちづくり活動の機運の向上 4 県民や事業所、自主防犯組織等の自主的な活動の促進	少年女性安全対策課	36				

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ペー ジ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
6	特になし	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	③ ホームページを活用した犯罪情報等の提供 県民が効果的に自分の安全を守ることができるよう、警察のホームページにより、県民に対して、県内の犯罪情報や不審者情報などを提供します。	【評価】 ホームページを活用して、犯罪統計による犯罪発生状況、不審者情報、検挙情報等を県民に提供し、県民の自主防犯に役立てることができた。	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供						犯罪の発生状況や不審者情報などを提供することで、県民の防犯意識を高めるとともに、防犯への自主的な取組につなげる。	生活安全企画課	37		
			【個別の取組内容】 1 HP内容の随時更新による新規情報の掲載 HPにおける不審者情報、検挙情報等のタイムリーな掲載をした。 2 県警作成に係るリーフレット等の掲載 県警作成にかかる防犯リーフレットの掲載をし、幅広い防犯情報を提供した。	【課題等】 不審者情報等の集約、ホームページへの掲載に時間を要することがあり、速やかに情報提供をする必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続きホームページを活用した情報提供を実施していく。		【個別の取組内容】 1 県警察のホームページへの犯罪統計の掲載 2 県警察のホームページへの不審者情報・検挙情報の掲載	【犯罪統計の掲載】・・・定期的な更新								【不審者情報・検挙情報の掲載】・・・発生時等における速やかな掲載
7	1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年には減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料(特に中山間	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報	④ 効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。	【評価】 安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりひろばなど、防犯対策等の取組事例の情報提供ができており、防犯意識の高まりにつなげられている。	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報	【安全安心まちづくりニュース】・・・◎発行回数 年度4回 ◎配付箇所の拡充					1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活課	37		
			【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 高知県ホームページにおける取組公開 3 RKCラジオでの広報 4 イオンモール高知専門店街1階南コートでの「安	【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方針）】 情報等の提供については、県民の防犯意識を高めるため、継続的に取り組むべきものであることから、次のことに留意しつつ継続して取り組んでいく。 ○より広く情報提供する方法		【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」の発行 2 高知県ホームページにおける取組公開 3 RKCラジオでの広報	【安全安心まちづくりだより(会報)】・・・◎会報の発信(おおむね年度4回)								【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載

様式3

基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
	地域は深刻)	等の 提供	全安心まちづくりひろば」開催、同イベントにおける犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 5 地域の集まりや会合の場などにおける、犯罪概況や防犯対策等に関する出前講座の実施 広報活動を通して、地域で活動する各団体との連携を強めることができた。	はないか。 ○現役世代に対するアプローチに効果的か。 ○飽きさせない工夫を凝らす	等の 提供	4 「安全安心まちづくりひろば」における、犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 5 地域の集まりや会合の場における、犯罪概況や防犯対策等に関する出前講座の実施	【防犯指針リーフレット】・・・◎配付範囲の拡充 ◎改訂版の作成・配付 【安全安心まちづくりひろば】・・・◎効果的な防犯活動に関する取組事例のパネル展示 【その他の活動】・・・◎出前講座の実施(随時)							

様式3

重点目標1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1	県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
8	特になし	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	④効果的な防犯活動に関する取組事例等の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、効果的な防犯対策に関する取組事例や防犯効果のある機器などについての情報を県民や事業者に提供します。 【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの防犯情報掲載 随時掲載 3 テレビ・ラジオ等メディアの積極的活用 ラジオ出演による広報 ラジオ出演による広報では、現在問題となっている及び話題となっている事象についてタイムリーな広報を行うことができた。	【評価】 地域安全ニュースやホームページのほか、各種防犯講話や防犯教室において、効果的な取組事例を紹介した。 【課題等】 県内における好事例だけでは、十分な情報を提供することができないときがある。 【第3次計画に向けて(方針)】 各種の広報媒体を活用し、引き続き情報の提供を行う。	(2) 変更なし 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	【推進計画に基づく取組内容】 						防犯機器の紹介、防犯対策への取組方法の提供等により、効果的な防犯対策の浸透を図り、被害を防止する。	生活安全企画課	37

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
9	H27年度に県立消費生活センターに寄せられた消費生活相談（3,075件）の状況 ①投資詐欺に関する相談は15件と前年度（42件）に比べ、大幅に減少。 ②公的機関をかたって個人情報の削除を持ちかけ、トラブルをしかけたあげく、金銭をだまし取るなど、劇場型勧誘の手口がより巧妙化、悪質化。	(2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供	⑤ 悪質商法等に関する情報の提供	【評価】 くらしネットkochi、県ホームページやラジオ広報など、県民に対し一定規模の広報啓発ができており、悪質商法の被害に遭わない意識の高まりにつなげられている。 広報啓発の成果により、特殊詐欺被害額が低減されてきている。（H23 205,790千円→H27 127,580千円）	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。						自らが主体的・合理的に行動できるよう、自立した消費者が育成され、必要な情報が伝わることにより、消費者被害を未然に防止する。	県民生活課	37	
			【個別の取組内容】 1 生活情報紙「くらしネットkochi」への掲載 2 高知県ホームページでの広報（トピックスや新着情報の欄への注意情報、「くらしネットkochi」の記事の掲載等） 3 ラジオ等を利用した広報 ラジオ「県からのお知らせ」お知らせ 高知新聞「くらしの護身術」 県民に対し情報提供を行うことにより、悪質商法等に対する意識を高めることができた。	【課題等】 依然として被害額に占める高齢者の割合は高水準であり、特殊詐欺被害の防止に取組む必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 被害防止に向けて様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、関係機関が一層連携して取り組む。 高齢者の関係団体との連携を深め、より効果的な情報提供に努める。	【個別の取組内容】 変更なし。	【生活情報誌「くらしネットKochi」】・・・年4回発行、事象に応じた広報啓発								
			【高知県ホームページ】・・・新規情報の充実、「くらしネットKochi」の掲載											
			【ラジオ・新聞等による広報】・・・事象に応じた広報啓発											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
10	1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年には減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料(特に中山間地域は深刻)	(1) 広報・啓発の充実	①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 県有車への「安全安心まちづくり」マグネットシート貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 安全安心まちづくりポスターの募集 6 安全安心まちづくり出前講座の実施 7 高知署員との劇団「お年寄り見守り隊」の結成、及び地域の集まりの場等を利用した特殊詐欺の手口等の寸劇実施 高知ケーブルTVの協力による寸劇放送 8 イオンモール高知専門店街1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開催、同イベントにおける犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 9 関係機関・団体の発行機関紙への特殊詐欺被害防止、安全安心まちづくりに関する記事寄稿 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。	【評価】 安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりポスター募集など、県民に対し一定規模の広報啓発ができており、防犯意識の高まりにつなげられている。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 広報啓発については、県民、事業者等の自主的な活動促進のため、継続的に取り組むべきものであることから、次のことに留意しつつ継続して取り組んでいく。 ○関係機関と連携し、より広く広報していく。 ○現役世代に対するアプローチに効果的か。	(1) 広報・啓発の充実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 県有車への「安全安心まちづくり」マグネットシート貼付(毎月5日、第3木曜日等) 5 安全安心まちづくりポスターの募集 6 安全安心まちづくり出前講座の実施 7 地域の集まりの場などにおける寸劇等での特殊詐欺の手口紹介 8 「安全安心まちづくりひろば」における、犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 9 関係機関・団体の発行機関紙への特殊詐欺被害防止、安全安心まちづくりに関する記事寄稿						1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活課	37
11	特になし	(1) 広報・啓発の充実	①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 【個別の取組内容】 高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高등학교へ)することにより、広く県民や事業者等の理解を	高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高등학교へ)し、犯罪のない安心安全なまちづくりへの啓発となった。	(1) 広報・啓発の充実	【推進計画に基づく取組内容】 ①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 高知県安心安全まちづくり推進会議が行う広報・啓発活動への協力 2 安全安心まちづくりポスターコンクールへの積極						小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり 安全安心まちづくりポスター募集等の広報活動（H31 内容追加）	学校安全対策課	37

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1

県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本の方策2

県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
			深め、防犯意識を高めることができた。			的な参加を呼びかける。								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
12	特になし	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	①様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動 犯罪のない安全安心まちづくりについて、県民や事業者、地域活動団体の理解を深め、地域の防犯意識を高めるため、テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、防犯に関する広報・啓発を行います。	【評価】 ミニ広報紙、チラシ、ホームページ、メディア等を活用した広報・啓発活動を行うとともに、自主防犯団体等に対する直接的な広報・啓発活動を行い、自主的な防犯活動の促進につながる活動を展開した。 【課題等】 効果の検証が困難であるが、自主的な防犯活動を促進させるためには、継続した広報・啓発活動に取り組む必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 自主的な防犯活動を促進させるには、継続した広報・啓発活動が必要であり、引き続き活動の促進に取り組んでいく。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし	【全国地域安全運動による広報・啓発】・・・効果的な広報・啓発活動の企画					県民、事業者、地域活動団体の防犯活動への理解や防犯意識の高揚を図り、犯罪の起こりにくい地域社会を実現する。	生活安全 企画課	37
			【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースの発行 2 HPへの防犯情報掲載 3 テレビ・ラジオ等メディアの活用 4 報道機関への特殊詐欺等の被害発生、予兆事案等の情報提供 5 報道機関への防犯活動の情報提供			【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動等の各種活動による広報・啓発活動 2 テレビ、ラジオ等を活用した広報・啓発活動 3 ホームページ、チラシ等による広報・啓発活動 4 【SNS等による広報・啓発】・・・犯罪情勢に応じた内容の選定 (R1追加)	【関係団体の防犯推進活動への参加】・・・防犯・防災フェア等への幅広い参加							
13	1 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたは、現在の高知県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」 A「どちらかといえばそう思う」(48.1%)「そう思う」(26.1%) 2 自主ボランティア団体・構成員数はH26年まで増加傾向であったものの、H27年に減少(H27末現在、189団体、11,586人) 3 地域活動団体の高齢化や後継者不足が懸念材料(特に中山間地域は深刻)	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	【評価】 県民のつどい開催や安全安心まちづくり広場の開催により、地域活動団体等との連携することで、広報啓発の充実が図られた。 【課題等】 県民に広く広報啓発できる取組の実施。 日ごろからの関係団体との連携強化。 【第3次計画に向けて(方針)】 より広く広報啓発できる取組の検討や関係団体との連携強化を図りながら、継続してキャンペーンを実施する。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 ②安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	【高知県民のつどい開催】・・・◎推進会議構成員への参加呼びかけ					1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させる。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活 課	38
			【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う県防犯協会・県警察本部との共催による「高知県民のつどい」を開催 2 県有車へのマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 イオンモール高知専門店街1階南コートに「安全安心まちづくりひろば」開催 防犯協会をはじめ、関係機関との連携に努めることにより、情報共有を図ることができた。			【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う県防犯協会・県警察本部との共催による「高知県民のつどい」開催 2 県有車へのマグネットシート貼付、県庁周辺でののぼり旗掲示(全国地域安全運動期間) 3 会報「安全安心まちづくりだより」での広報 4 RKCラジオでの広報 5 高知県ホームページでの広報 6 「安全安心まちづくりひろば」の開催 7 関係機関に対する「高知県民のつどい」「安全安心まちづくりひろば」等のイベントへの参加呼びかけ	【安全安心まちづくりだより(会報)】・・・◎会報の発信(おおむね年度4回)							
							【高知県ホームページ】・・・◎新着情報の充実 ◎更新情報の早期提供 ◎地域に応じた情報の掲載					【ラジオ等による広報】・・・◎交通安全チーム、消費チームと連携した広報の実施		
							【安全安心まちづくりひろば開催】・・・◎集客数の多い場所での開催 ◎イベントを通じた防犯啓発							
							【街頭キャンペーン】・・・◎関係機関との連携・協力による街頭キャンペーンを通じた広報啓発							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ペー ジ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
14	特になし	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	【評価】 安全安心まちづくりボスターの募集を県内全ての小中高等学校へ広報啓発することにより、広く県民や事業者等の理解を深め、防犯意識を高めることができている。 【課題等】 啓発効果の分析が困難である。 【第3次計画に向けて(方針)】 啓発効果の分析は困難であるが、継続した取り組みが大切であることから、引き続き取り組んでいく。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 ② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。						小中高等学校生徒及びその家族の安全安心まちづくりへの意識の高まり	学校安全 対策課	38	
			【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携した取組により、広報・啓発活動の充実が図られた。			【個別の取組内容】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として 全国地域安全運動期間の取組への協力	全国地域安全運動期間中の取組への協力								
15	特になし	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	② 安全安心まちづくりキャンペーンの実施 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、県民、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。	【評価】 県下全署においてキャンペーンを積極的に実施し、広報・啓発活動を活発に行うなど、精力的に取り組んでいる。 【課題等】 キャンペーンをより多くの県民に知ってもらうために、マスコミに取り上げられるような活動を展開するなど、工夫を凝らした取組を行う必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組んでいく。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 毎年10月11日から20日まで行われる全国地域安全運動期間中に、地域安全運動に関する広報を行うとともに、事業者、地域活動団体、関係機関と連携して、街頭キャンペーンなどを行います。						安全安心まちづくり活動の活性化を図り、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動につなげる。	生活安全 企画課	38	
			【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動期間中には、各署において様々な活動を実施し、広報啓発等を行った。 2 関係機関との連携による広報啓発等を行った。			【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動への取組の一環としてのキャンペーンの実施 2 安全安心まちづくり広場開催への参画	【全国地域安全運動による広報・啓発】…効果的な広報・啓発活動								
														</	

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
16	1 H27年度高知県警察 県民世論調査 Q「あなたは、現在の高 知県が、治安がよく、安 全で安心して暮らせる県 だと思いませんか」 A「どちらかといえそ う思う」(48.1%)「そう思う」 (26.1%) 2 自主ボランティア団 体・構成員数はH26年ま で増加傾向であったもの の、H27年には減少 (H27末現在、189団体、 11,586人) 3 地域活動団体の高齢 化や後継者不足が懸念 材料(特に中山間地域は 深刻)	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、 県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行わ れる防犯活動への参加を働きかけます。 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う高知県防犯協会・県警 察本部との共催による「高知県民のつどい」開催 2 各地区の地域安全協（議）会の総会における、 県の取組説明及び関係団体に対する防犯イベントへの参 加呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 ・関係機関に対するワイヤーロック配付 4 自転車マナーアップ啓発パレードにおける自転 車盗難防止活動についての関係機関への協力依頼 5 ボランティア団体の街頭啓発キャンペーンへの 協力、啓発グッズの提供 6 ラジオ広報における全国地域安全運動に関する 情報提供及び各地区で行われるイベントへの参加 呼びかけ 7 関係機関の協力によるイオンモール高知専門店 街1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開 催 各キャンペーンへの参加や啓発グッズ等の提供を 通じ、関係団体との連携を強化でき、活動の活性化 につながった。	【評価】 地域安全協（議）会総会 や県民のつどいにおいて、 防犯活動への参加を働き かけることができた。また、 関係機関と連携を強化す ることで、今後のキャン ペーン参加につなげられ ている。 【課題等】 日ごろからの関係団体と の連携強化。 【第3次計画に向けて（方 針）】 引き続き取組を継続す る。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動に伴う高知県防犯協会・県警 察本部との共催による「高知県民のつどい」開催 2 各地区の地域安全協（議）会の総会における県 の取組説明及び関係団体に対する防犯イベントへの 参加呼びかけ 3 自転車盗難防止活動への協力 ・関係機関に対するワイヤーロック配付 4 自転車マナーアップ啓発パレードにおける自転 車盗難防止活動についての関係機関への協力依頼 5 ボランティア団体の街頭啓発キャンペーンへの 協力、啓発グッズの提供 6 ラジオ広報における全国地域安全運動に関する 情報提供及び各地区で行われるイベントへの参加 呼びかけ 7 関係機関に対する「安全安心まちづくりひろば」 への幅広い参加呼びかけ	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1 県民等に県条 例や各種防犯指針 を周知してもらい、 安全安心まちづくり 活動気運を向上さ せる。 2 事業者や地域 活動団体による安全 安心まちづくり活 動を活性化させ、 自主的な活動を促 進させる。	県民生活 課	38
17	特になし	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、 県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行わ れる防犯活動への参加を働きかけます。 【個別の取組内容】 1 全国地域安全運動開催中の取組への協力 2 高知県民のつどい開催への協力 3 「安全安心まちづくりひろば」開催への参画 県民、事業者、地域活動団体、関係機関との連携 した取組により、広報・啓発活動の充実が図られ た。	【評価】 全国地域安全運動や高知 県民のつどい開催への協 力、及び「安全安心ま ちづくりひろば」開催へ参 画し、県民、事業者、地域 活動団体、関係機関との連 携した取組により、広報・ 啓発活動の充実が図られ た。 【課題等】 連携した取り組みはきて いるが、広報・啓発の充 実についての分析は困難 である 【第3次計画に向けて（方 針）】 分析についての分析は中 断している。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、 県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行わ れる防犯活動への参加を働きかけます。 【個別の取組内容】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局とし て、全国地域安全運動及び交通安全運動等、各種 の取組への協力 (H29.7追加)						x	学校安全 対策課	38

様式3

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

[illegible]

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
18	特になし	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉えて、県民、事業者、地域活動団体に対して、地域で行われる防犯活動への参加を働きかけます。 【個別の取組内容】 1 各署と各防犯活動団体との連携により積極的な活動が行われている。 2 様々な犯罪に対する被害防止啓発のため、県民の心をつかむリーフレットを作成し、あらゆる機会を捉えた広報活動を実施した。	【評価】 交通部門や警備部門と連携した地域活動を実施し、防犯活動への参加意識の啓発を図った。 【課題等】 各種地域活動において防犯活動への参加を広報するだけでなく、具体的な活動方法など参加の足がかりとなる情報を提供するなど、参加を促す方策に取り組む必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組んでいく。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 交通部門、警備部門等の行う地域活動における防犯活動への参加の働きかけ 【防犯活動団体の紹介】…各地域における防犯活動団体の紹介による参加促進 【参加意識の啓発】…犯罪の情勢及び防犯活動の必要性の周知						安全安心まちづくり活動の活性化を図り、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動につなげる。	生活安全 企画課	38
19	特になし	(2) 情 報 共 有 の 促 進	①地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な防犯活動を促進するうえで、必要な地域における情報を共有するため、市町村と連携して警察署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそれぞれ有する情報を交換する会を開催します。 【個別の取組内容】 地域安全協議会等の自治体、地域活動団体等の関与する会議において情報共有を図った。	【評価】 事業者、地域活動団体等の参加する会を開催し、地域における情報の共有を図った。 【課題等】 会の場に限らず、情報交換をすることができるよう関係を深める必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(2) 情 報 共 有 の 促 進	【推進計画に基づく取組内容】 ① 情報共有の機会の拡充 防犯活動団体等との会のほか、各職域団体等とのネットワークの構築により、防犯活動に関する情報共有の機会を拡充し、防犯活動に関する情報共有を幅広く行います。 【個別の取組内容】 1 各種会議等における防犯活動に関する情報の共有 2 各職域団体等とのネットワークの構築による情報の共有 【各種会議等における情報共有】…各種会議への積極的な参加と情報発信 【各職域団体等とのネットワークの構築】…各担当者との緊密な連携						防犯活動に関する情報を共有することにより、防犯活動団体等による防犯活動効果を高めるとともに、活動の活性化につなげる。	生活安全 企画課	38

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
20	1 安全安心まちづくり推進会議構成員 事業者等…50団体 有識者…3名 市町村…34市町村 2 防犯ボランティア団体数 H23年:295団体 H24年:299団体 H25年:303団体 H26年:305団体 H27年:189団体	(2) 情報共有の促進	②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にする事ができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【個別の取組内容】 1 高知県ホームページにおける防犯活動団体の活動内容等の公表 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での地域活動団体の活動紹介 3 会報「安全安心まちづくりだより」での事業者を含めた活動紹介 4 ラジオによる防犯活動団体の活動内容の紹介 5 高知県安全安心まちづくり推進会議総会での防犯活動団体の活動内容のパネル展示 6 イオンモール高知1階南コートで開催した「安全安心まちづくりひろば」における、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 広報紙で地域活動団体の紹介や情報提供を行い、各団体との連携を強めることができた。	【評価】 高知県ホームページ、安全安心まちづくりニュース、ラジオ広報や安全安心まちづくりパネル展などの実施により、県民や地域活動団体との情報共有に取り組むことができた。 【課題等】 日頃から地域活動団体等の活動状況を把握すること。情報共有は、時機を失しない公表が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 地域活動団体の活動状況の把握を徹底し、その活動に関する情報の提供を受け、適時適切に情報共有を促進する。	(2) 情報共有の促進	【推進計画に基づく取組内容】 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にする事ができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【個別の取組内容】 1 高知県ホームページにおける防犯活動団体の活動内容等の公表 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での地域活動団体の活動紹介 3 会報「安全安心まちづくりだより」での活動紹介 4 ラジオによる防犯活動団体の活動内容の紹介 5 高知県安全安心まちづくり推進会議総会における、防犯活動団体の活動内容のパネル展示 6 「安全安心まちづくりひろば」における、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 7 活動団体の総会、研修会等への積極的な参加等による関係機関との連携強化及び防犯活動団体の活動内容の把握	【高知県ホームページ】…◎防犯活動団体の活動内容紹介 ◎更新情報の早期掲載 【ラジオ等による広報】…◎防犯活動団体の活動内容の紹介 【広報紙・会報】…◎地域活動団体、事業者の活動内容の掲載 【活動内容のパネル展示】…◎推進会議総会・安全安心まちづくりひろばにおける展示 【地域との連携】…◎活動団体の総会、研修会等への参加、公表希望団体の募集 年間9件の公表 （累計64件） → 年間9件の公表 （累計73件） → 年間9件の公表 （累計82件） → 年間9件の公表 （累計91件） → 年間9件の公表 （累計100件） → 指標数値 （目標100件）					1 活動内容に関する情報提供を継続的に行い、他団体（隣接）との連携の強化、防犯活動団体による活動の活性化につなげる。 2 高齢者の社会参加活動を活性化させる。	県民生活課	38
	高知県タウンポリス連絡協議会総会の開催及び参加団体による活動内容の発表並びに各地区における防災・防犯フェア等への参加を行っている。	(2) 情報共有の促進	②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にする事ができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【個別の取組内容】 1 防犯活動団体の活動内容の紹介 HPIにおいて、子ども110番のいえ、くるまの活動内容について紹介した。	【評価】 自主防犯活動の把握が十分でなく、活動を公表できる対象に偏りが生じている。 【課題等】 自主防犯活動団体の把握と連絡体制の強化を図り、自主防犯団体の活動情報の提供を受ける必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 課題への対応を含め、引き続き取り組んでいく。	(2) 情報共有の促進	【推進計画に基づく取組内容】 防犯活動団体の活動状況を適宜把握したうえで、活動を活性化させるとともに、その活動内容などの情報を県民や地域活動団体が共有し、参考にする事ができるよう、防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県のホームページなどで公表します。 【個別の取組内容】 1 高知県タウンポリス連絡協議会等における参加者による自主防犯活動内容の発表 2 防犯に関する催し等における自主防犯活動団体の活動状況の紹介	【高知県タウンポリス連絡協議会総会】…参加団体による活動発表の推進 【自主防犯活動団体の活動状況の紹介】…防災・防犯フェア等における活動紹介					効果的な防犯活動を広めるとともに、防犯活動に対する関心を高め、防犯活動の促進につなげる。		

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
22	自主防犯活動団体の認知数 H27 189団体	(3) 防犯活動団体に対する支援	② 防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、腕章など活動に必要な物品を提供します。 【個別の取組内容】 1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 青色回転灯、帽子、腕章等の提供を行った。 2 地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな情報提供 各署の地域安全アドバイザー等から、防犯活動団体に対して情報発信を行った。	【評価】 活動を支援するために予算措置を行い、支援物品を提供した。 【課題等】 対象数が多く、限られた予算の中で十分な支援が行き届かず、地域の安全のための活動でありながら、活動費を自費で負担している活動員が多い。 【第3次計画に向けて（方針）】 22の項目と一つのものとして引き続き取り組んでいく。	(3) 防犯活動団体に対する支援	【推進計画に基づく取組内容】 ① 防犯活動団体の活動への支援 防犯活動要領の指導や講習、防犯活動に必要なとなる物品の支援、犯罪発生情報等の提供等を行い、防犯活動団体の設立と活動を支援します。 【個別の取組内容】 1 防犯活動団体の設立時における防犯活動要領の指導や講習の実施 2 青色回転灯、帽子、腕章等の防犯活動に必要なとなる物品の提供 3 地域の犯罪情勢に応じたタイムリーな情報提供						防犯活動の活性化を図り、防犯活動の促進につなげる。	生活安全 企画課	39
【設立の支援】…具体的な防犯活動要領の指導及び講習														
【物品の支援】…活動の活性化又は活動に必要な物品の提供														
【情報提供】…犯罪情勢、犯罪発生情報、効果的な防犯活動情報等の提供														
23	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 「スクールガード・リーダー」 21市町村で39名が活動（H28年度）	(4) 防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【個別の取組内容】 1 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施及びスクールガード養成講習会の開催 ・スクールガード・リーダーを委嘱。活動を実施 ・スクールガード・リーダー連絡協議会を開催 2 「学校安全教室推進講習会」における情報提供	【評価】 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施及びスクールガード養成講習会を継続して行うことができている。また、併せて「学校安全教室推進講習会」等の研修の実施によりリーダー育成につながっている。 【課題等】 地域のスクールガード・リーダーの高齢化等による減少。 【第3次計画に向けて（方針）】 重要な取り組みであることから継続して実施。	(4) 防犯活動を担うリーダーの育成	【推進計画に基づく取組内容】 地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【個別の取組内容】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続 スクールガードの組織化と充実についての働きかけ (H30.5 追加)						1 スクールガード・リーダー配置市町村の拡大 2 小学校におけるスクールガード組織率の向上	学校安全 対策課	39
◎市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガードの組織化と充実について働きかけ（R2 内容追加）														

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
24	特になし	(4) 防犯活動を担うリーダーの育成	地域における防犯活動を活性化させるため、研修会等の開催などにより、活動の核となって積極的に活躍するボランティアのリーダーを育成します。 【個別の取組内容】 1 各署を通じて不審者情報等の提供を行った。 2 タウンポリス連絡協議会の開催 3 あんしんFメール登録の働きかけ タウンポリス連絡協議会において、高知県で多発している特殊詐欺の手口等の紹介等を行うことで、各地域における防犯広報等のリーダーとしての活動を支援した。	【評価】 防犯活動に関する講習会の開催、各種会議における取組事例の紹介、他の都道府県における防犯ボランティアフォーラムへの参加など、ボランティアリーダーの育成活動を推進した。 【課題等】 活動員の高齢化による後継者不足があり、ボランティア活動へ参加する者を増加させる取組が必要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組んでいく。	(4) 防犯活動を担うリーダーの育成	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 防犯活動に関する講習会や会議における取組事例の紹介 2 県外における防犯ボランティアフォーラム等への参加 【ボランティアフォーラム等への参加】・・・参加への啓発						積極的に活動する防犯ボランティアのリーダーを育成し、自主的な活動の促進につなげる。	生活安全企画課	39
25	事業者に対する防犯CSR活動への参加を呼びかけ、事業者の地域貢献活動を促進している。	(5) 事業者による活動の促進	防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 事業者に対して、防犯CSR活動の推進を行い、企業と一体となった特殊詐欺被害防止活動を実施した。 2 金融機関等に対する特殊詐欺等情報提供を行った。	【評価】 複数の職域団体が安全シェルター活動に取り組んでおり、事業者による活動として個別に掲げて促進する必要性が薄れている。 【課題等】 防犯CSR活動の一環としての活動であり、他の活動への取組が求められる。 【第3次計画に向けて(方針)】 幅広い活動に対する支援に取り組む。	(5) 事業者による活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 事業者に対し、地域における安全安心に貢献するための防犯活動への参加・促進を働きかけます。 【個別の取組内容】 1 安全シェルター活動への取組 2 通学路等における子供の見守り活動への取組 3 特殊詐欺等の個別の犯罪被害防止活動への取組 【犯罪被害防止活動】・・・時宜に応じた個別の犯罪に対する被害防止活動						事業者による社会貢献活動としての防犯活動を普及させる。	生活安全企画課	39

様式3

重点目標1	県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2	県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
26	1 高齢者の約8割は要介護（支援）認定を受けていない元気な高齢者である。 2 65歳以上の人口は増加しているが、老人クラブの会員数、クラブ数とも減少している。	(6) 高 齢 者 による活動の促進	① 老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進します。	【評価】 各イベントへの参加者が増加するなど活動の活発化が確認され、住民主体の取組が着実に拡がっている。 【課題等】 高齢化の進展や認知症の増加などにより会員数及びクラブ数の減少が続いており、活動の活発化が会員数の増加に結びついていない。 【第3次計画に向けて（方針）】 更なる拡大と取組の定着を図るためには、引き続き会員増への取組や、広報活動の強化、若手高齢者のリーダーの養成が必要。	(6) 高 齢 者 による活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1. 県老人クラブ連合会への支援を通じて、クラブへの加入促進を図る。 ・若手高齢者を中心としたクラブ活動のリーダー育成 ・会員増クラブに対する活動支援 ・地域支え合い事業 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催						老人クラブの会員数・クラブ数の減少が止まる	長寿社会課	40
			【個別の取組内容】 ・ブロック別リーダー養成研修の実施 ・会員増クラブに対する活動支援 ・認知症予防スリーAゲームリーダー養成講座 ・認知症になっても生涯支え合う老人クラブづくり ・高齢者相互支援事業 ・地域支え合い事業 ・元気ハツラツ交流会の開催 ・ろうれんピックの開催 ・若手高齢者広域スポーツ等交流大会の開催											
27	高齢者教室等開催件数 H27 646回	(6) 高 齢 者 による活動の促進	② 老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪問活動や子どもの見守り活動が一層拡大するよう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。	【評価】 市町村等の団体と連携し、老人クラブ等に対する防犯講習や情報提供を行い、ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させた。 【課題等】 関係団体の行う老人クラブ等に対する講習会や教室を共催し、ボランティア活動に関する学習・研修機会を増やしていく必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組んでいく。	(6) 高 齢 者 による活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどに対して、防犯ボランティア活動に関する学習・研修の機会を充実させます。 【個別の取組内容】 1 高齢者教室等の開催による情報提供 2 高知県タウンボリス連絡協議会等の会議における防犯活動情報の提供						高齢化が進むなかにおいて、高齢者の活力を活用し、地域の安全安心につなげる。	生活安全企画課	40
			【個別の取組内容】 1 高齢者教室等において防犯に関する情報提供を行った。 2 高齢者教室等による事象に応じた教養、情報提供を行った。											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
28	大学生防犯ボランティア団体…1団体 高校生防犯ボランティア団体…13団体 中学生防犯ボランティア団体…1団体 合計15団体	(7) 幅 広 い 世 代 の 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 促 進	個別の取組内容	【評価】 安全安心まちづくり広場において若者に参加してもらうことで、幅広い世代の参画推進につながっている。 【課題等】 若者の防犯活動への参画は十分とは言えない。 【第3次計画に向けて（方針）】 関係機関との情報共有を図る中で、若者や現役世代の団体に対し、防犯活動への参画を呼びかける。	(7) 幅 広 い 世 代 の 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 促 進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」に、大学生や高校生による防犯ボランティア活動を積極的に記事として掲載し、広報する。 2 「安全安心まちづくりひろば」に、若い世代のボランティア団体に広く参加を呼びかけるとともに、同イベントにおけるパネル展において、若い世代の防犯活動を紹介し、周知を図る。 3 広報紙に、高校生防犯ボランティア団体の活動などを積極的に掲載する。 4 若者の防犯ボランティア団体代表等に、ポスター選考会における選考委員就任の依頼を検討する等、活動の機会をより多く提供し、団体の活性化につなげる。 5 功労団体等表彰において、若者の防犯ボランティア団体の活動の表彰を検討すること等により、幅広い世代の防犯活動への参画促進を図る。	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1 若者の参画の活性化	県民生活課	40
			【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や会報「安全安心まちづくりだより」において、大学生や高校生による防犯ボランティア活動を積極的に記事として掲載し、広報した。 2 イオンモール高知で開催した「安全安心まちづくりひろば」において、「高知県青年協議会」「APA 守るんジャー」など若い世代のボランティア団体にも協力してもらい、団体の活動活性化を図った。 また、同イベントで「安全安心まちづくりパネル展」を行い、若い世代の防犯活動を紹介し、周知に努めた。 3 広報紙に、高校生防犯ボランティア団体の活動などを積極的に掲載した。	【広報紙・会報】…◎団体の活動内容紹介 【高知県ホームページ】…◎団体の活動内容紹介 ◎更新情報の早期掲載 【安全安心まちづくりひろば】…◎イベントへの参加促進 ◎活動内容のパネル展示 【若者の参画の活性化】…◎若者の参画団体数の増加 ◎防犯活動の情報提供と参加呼びかけ ◎ポスター選考会への委員就任依頼の検討 ◎若い世代の活動に対する表彰の検討							2 活動団体の増加			
							1団体設 → 1団体設 → 1団体設 → 1団体設 → 1団体設 → 合計20団体							
29	学生等の防犯ボランティア団体の認知数 H27 大学生 2団体 その他 14団体	(7) 幅 広 い 世 代 の 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 促 進	個別の取組内容	【評価】 学生ボランティアの代表者に対し、タウンポリスなどの自主防犯組織の総会へ呼びかけ、防犯団体との連携の場を設けるとともに、活動活性化のため、活動に必要なユニフォーム等の物品購入を支援した。 【課題等】 若い世代に対する防犯活動意識の醸成を図り、将来に向けた防犯ボランティアを育成していく必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】	(7) 幅 広 い 世 代 の 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 促 進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 学生等による防犯活動団体の設立への支援 2 学生等による防犯活動への物品支援 3 各種防犯活動の開催情報の提供	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	若い世代による防犯ボランティア活動を活性化させることにより、次代の人材を育成する。	生活安全企画課	40
			【個別の取組内容】 1 新規取組団体の開拓を行い、高校生ボランティアの防犯団体を設立した。 2 防犯活動要領等の指導を行った。	【物品の支援】…活動又は活動の活性化に必要な物品の提供 【情報提供】…各種防犯活動の開催情報の提供による幅広い世代の交流										

様式3

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

[illegible]

様式3

重点目標2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ															
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																		
			個別の取組内容			個別の取組内容																							
30	シンボルマーク・標語使用団体…42団体	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運を高め、県民運動として取り組むため、犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマークや標語を公募のうえ定め、その普及に取り組めます。	【評価】 啓発物やポスター等にシンボルマークを掲載することで、安全安心まちづくりを進める気運を高めることに役立っている。	(1) 広 報 ・ 啓 発 の 充 実	【推進計画に基づく取組内容】 犯罪のない安全安心まちづくりのシンボルマーク及び標語について、広報紙・ホームページへの掲載等各種の機会を利用した広報により、その普及に努めます。						1 シンボルマーク及び標語の利用団体を拡充させ、県民の皆さまへの周知を図る。 2 シンボルマーク及び標語の利用団体数の拡充	県民生活課	41															
			【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、会報「安全安心まちづくりだより」へのシンボルマーク掲載 2 高知県ホームページでの広報 3 防犯ボランティア団体へのシンボルマーク入り防犯ベストの提供 4 主催イベントにおけるシンボルマーク、標語入りのバールン配布 5 シンボルマーク入り「通学路安全の日」タペストリーへの県庁舎玄関等への掲示 6 安全安心まちづくりポスターへのシンボルマーク掲載、同ポスターの配布	【課題等】 シンボルマーク、標語ともに推進会議設立時の平成20年1月に定めたものであるが、シンボルマークは一部の普及にとどまり、県全体的に周知できていない。 標語はポスター募集時や各種会議時に広報周知しているが、十分な普及まで至っていない。 話題性に乏しい。		【個別の取組内容】 変更なし。	【広報紙・会報】…◎シンボルマーク・標語の掲載									【ホームページ】…◎シンボルマーク・標語の掲載							【主催イベント】…◎シンボルマーク・標語掲載の啓発物品の配付						

様式3

重点目標2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			個別の取組内容			個別の取組内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31	安全安心まちづくり推進 会議構成員 事業者等…50団体 有識者…3名 市町村…34市町村 合計87	(2) 全 県 的 な 推 進 体 制 の 強 化	県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	【評価】 推進会議総会の定期的な開催や推進会議構成員の拡充等により、推進体制の強化につながっている。(構成員数 平成22年度…82団体・個人 平成27年度…87団体・個人) 【課題等】 構成員の拡充と併せて、構成員の取組の推進も図っていく必要がある。	(2) 全 県 的 な 推 進 体 制 の 強 化	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。						1 既存団体の活動の活性化	県民生活課	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			【個別の取組内容】 1 高知県安全安心まちづくり推進会議総会の開催 2 高知県安全安心まちづくり推進会議への新規構成員加入 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 4 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 5 犯罪情勢に応じた「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 6 構成員へのポスター・啓発物・チラシ等の提供 7 市町村ブロック別担当会の開催	【第3次計画に向けて(方針)】 構成員の拡充や実践的な活動に向けた情報共有に引き続き取り組む。	【個別の取組内容】 1 高知県安全安心まちづくり推進会議総会の開催 2 各地域の会合、出前講座等の各機会を利用した新規構成員加入呼びかけ等による推進会議構成員の拡充 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 4 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 5 犯罪情勢に応じた「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 6 構成員へのポスター・啓発物・チラシ等の提供 7 市町村ブロック別担当会の開催																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
33	特になし	(2) 全県的な推進体制の強化	県民が一体となって犯罪のない安全安心まちづくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。 【個別の取組内容】 総会及び幹事会において情報共有を行った。	【評価】 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として、犯罪情勢等の情報提供を行い、活動の活性化を図った。 【課題等】 犯罪情勢を分析し、時勢にあった情報の提供に努める。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き実施する。	(2) 全県的な推進体制の強化	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 犯罪情勢の分析と共有 2 防犯活動情報の共有						犯罪情勢の共有 することで、対応すべき問題を認識し、活動の活性化を図り、県民運動としての取組につなげる。	生活安全 企画課	41
34	1 地域における推進体制設置数 243団体 2 市町村の条例制定数 25市町村	(3) 地域における推進体制づくりに対する支援	地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 4 市町村ブロック別担当者会の開催 内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について 市町村担当者との情報交換を行うことで、地域安全に関して各地域の情勢を把握することができた。	【評価】 市町村や地域住民に対して推進体制づくりにつながる情報提供が行えた。 地域における推進体制は243団体と増えている。（平成27年度末時点。構成員の重複あり。） 【課題等】 推進体制整備後の活動の活性化。 市町村担当者会では、議論が低調であるため、より興味深いテーマを検討する必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村別担当者会の意見交換などを通じて、どのような情報提供が必要かを把握し、担当者会の内容を充実していく。 広報紙等での活動状況紹介や安全安心功労者表彰等を通じ、さらに活動の活性化につながるよう取り組む。	(3) 地域における推進体制づくりに対する支援	【推進計画に基づく取組内容】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 4 子どもに対する声かけ事案、特殊詐欺等県民に身近で、かつ、被害が大きくなる可能性がある犯罪の防止等関心の高い話題についての積極的な情報提供 5 市町村ブロック別担当者会の開催 内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について						1 すべての自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化 2 推進体制設置団体の拡充	県民生活 課	41
				【広報紙・会報】・・・◎ニュース（広報紙）～年度4回 ◎まちづくりだより（会報）～年度4回 【安全安心まちづくり推進会議速報】・・・◎犯罪情勢に応じた発行（随時） 【市町村ブロック別担当者会開催】・・・◎毎年7～9月を目処に開催 ◎活動結果等の報告 ◎関心の高い話題についての積極的な情報提供										

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
35	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー 21市町村で39名が活動 （H28年度）	(3) 地域における推進体制づくりに対する支援	地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続実施による地域の活性化が図られた。 2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局として各種の取組へ協力した。	【評価】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行うことができた。 【課題等】 スクールガードによる見守り活動の更なる充実が必要である。 【第3次計画に向けて（方針）】 今後も継続した支援を実施していく。	(3) 地域における推進体制づくりに対する支援	【推進計画に基づく取組内容】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した、防犯・生活安全教育及び交通安全教育モデル校の取組の実施と啓発 2 高知県防犯・生活安全教育推進委員会の開催 3 高知県通学路安全推進委員会の開催 (H29.7追加)	◎市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した体制づくりを働きかけ（H31 内容追加） 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施市町村（拠点校）による取組の実施と啓発 (H31 内容追加)						地域や関係団体等と連携した見守り組織の充実と学校と地域等の連携の強化	学校安全対策課	41
36	特になし	(3) 地域における推進体制づくりに対する支援	地域における犯罪のない安全安心まちづくりを総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制が整備されるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 地域安全ニュースによる情報提供を行った。 2 各署において市町村広報紙への情報提供、情報掲載依頼を行った。 3 あんしんFメールや県警HPで不審者情報などの提供を行った。	【評価】 市町村ブロック別担当者会において、各署担当者を加えて情報を提要したほか、随時必要な情報提供を行うなどの支援を行った。 【課題等】 市町村担当者との連携の強化 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(3) 地域における推進体制づくりに対する支援	【推進計画に基づく取組内容】 地域における犯罪のない安全安心まちづくりが総合的、かつ効果的に推進するために、地域住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者などで構成される推進体制の整備及び活性化が図られるよう、市町村などに対して、情報の提供などの必要な支援を行います。 【個別の取組内容】 1 犯罪情勢、防犯活動等に関する情報提供 2 市町村の整備する推進体制による活動への支援	【情報提供】・・・地域ごとの犯罪情勢等の分析と提供 【活動支援】・・・市町村の整備する推進体制による活動への参加、情報提供等						市町村の協力・支援による防犯活動の活性化	生活安全企画課	41

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本の方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
37	1 地域における推進体制設置数 243団体 2 市町村の条例制定数 25市町村	(4) 市町村に対する支援	市町村が自らの犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	【評価】 市町村ブロック別担当者会の実施やまちづくりだよりの配付等により、市町村に対し必要な支援を行うことができている。 【課題等】 市町村ブロック別担当者会では、議論が低調であるため、より興味深いテーマを検討する必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村ブロック別担当者会の意見交換などを通じて、必要な支援等を把握し、担当者会の内容の充実を図る。 広報紙等での活動状況紹介等を通じ、市町村が取り組みやすい環境づくりに引き続き取り組む。	(4) 市町村に対する支援	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 変更なし。						すべての自治体における、安全安心まちづくり活動の活性化	県民生活課	42
	【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行 2 会報「安全安心まちづくりだより」の発行 3 「高知県安全安心まちづくり推進会議速報」の発信 4 市町村ブロック別担当者会の開催内容 ・全国地域安全運動の実施について ・地域における安全安心まちづくりの推進体制について ・高知県安全安心まちづくり推進会議構成員の取組について ・高知県安全安心まちづくり功労者団体等表彰について ・安全安心まちづくり啓発ポスターの募集について		【広報紙・会報】・・・◎ニュース（広報紙）～年度4回 ◎まちづくりだより（会報）～年度4回 											

重点目標2	県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策1	県民運動として取り組むための仕組みをつくる

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ						
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度									
			個別の取組内容			個別の取組内容														
39	みかじめ料等縁切り同盟 への加盟状況 H27末 1,286店			【課題等】 1 暴力団は、その活動を 隠蔽しながら各分野に進 出しており、これを断つ必 要がある。 2 暴力団を弱体化させる には、暴力団から離脱し ようとする者への支援と、 再度暴力団へ復帰しない ようにする必要がある。 【第3次計画に向けて（方 針）】 県民、事業者、団体及び 行政が連携して暴力団排 除に取り組めるよう、暴力 団排除のための活動を支 援する。	(5) 暴 力 団 を 許 さ な い 社 会 づ く り に 対 す る 支 援	【推進計画に基づく取組内容】 暴力団排除に、県民、事業者、団体及び行政が連 携して取り組めるよう、行政、各種業界、地域・職域 等が行っている暴力団排除のための活動を支援 し、暴力団を許さない社会づくりを推進します。 【個別の取組内容】 1 「みかじめ料縁切り同盟」の拡充と支援 2 各暴排組織への活動支援 3 大規模工事からの暴力団排除の枠組みづくりの 推進 4 暴力団員の離脱・社会復帰支援						「みかじめ料縁切り同盟」の拡充と支援					暴力団取締りと 連動し、暴力団を 許さない社会づく りを強化することで暴 力団組織のない社 会を実現する。	組織犯罪 対策課	42	

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ペー ジ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
40	「高知県における地域の 見守り活動に関する協 定」締結事業者 → 9事業者 ・協定ロゴマークの シール、バッチ等を活用 した地域見守り活動の周 知 ・県、協定事業者、県 民児連との三者会の開 催(活動状況の情報共有 等)	(1) 地 域 の 支 え あ い の ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	① 地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業 者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全 安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を 締結するよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 事業者との地域見守り協定を活かし、地域の安全 安心のネットワークづくりを進めた。 ・新たに(株)セブン・イレブン・ジャパンなどと見守り 協定を締結 ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・ バッチ等を日常業務の中で活用することによる地域 見守り活動のPR ・地域見守り協定を締結している事業者と県、県民 児連との三者会を開催。協定に基づく見守り活動の 状況等についてお互いに報告し情報を共有した。開 催後、県HPで会の概要を紹介。	【評価】 2事業者と新たに見守り協 定を締結し、協定締結事業 者が9事業者となり、地域 の見守りの活動への参加 者が増えた。 【課題等】 当初の協定締結から年数 が経っており、新たな協定 事業者の発掘や、広報等 による活動の周知が十分 でない。 【第3次計画に向けて(方 針)】 広報等による活動の周知 の検討・実施や、三者会等 で関係者の連携を進める ことで、地域の見守り活動 が広がり、安全安心のネッ トワークが構築されていく よう、事業者との地域見守 り協定を活かしていく。	(1) ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	【推進計画に基づく取組内容】 地域の支え合いのネットワーク強化のため、協定 締結事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合 会との連携を深めるとともに、地域で活動する事業 者や団体に対して、犯罪のない安全安心まちづくり や地域の見守り活動に参画していただくよう、働き かけます。 【個別の取組内容】 1 事業者との地域見守り協定を活かし、地域の安全 安心のネットワークの強化を図る。 ・事業者に配布している協定ロゴマークのシール・ バッチ等を日常業務の中で活用することによる地域 見守り活動のPR ・県、協定事業者、県民児連との三者会を開催。協 定に基づく見守り活動の状況等について情報共有し 、県HPに会の概要等を掲示 ・新たな協定締結事業者、団体等の掘り起こし						誰もが住み慣れた 地域で安心して暮 らし続けることの できる社会の実現	地域福祉 政策課	44

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
41	1 各市町村版まち・ひと・しごと総合戦略上に、集落活動センター等の小さな拠点の記載が進み、順次具体的な話し合いが始まっている。また広報の仕組みづくりが進捗し、情報の普及が進んでいる。これらの結果、県内26カ所でセンターが開設され、住民主体の取り組みが進んでいる。平成28年4月の段階で30カ所のセンターが開設見込み。今後は、さらなる拡大に向けた取り組みが必要。	(2) ネット ワーク づく り	②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり	【評価】 各種研修会の開催、アドバイザーの派遣や集落活動センター推進事業費補助金などによる支援により、集落活動センターの取り組みは着実に広がりを見せている。 【課題等】 集落活動センターが行う経済事業の規模や人材の確保など 【第3次計画に向けて(方針)】 市町村との連携強化の下、以下の方向性を持って取り組んでいく。 ○ロールモデルの確立と普及 ○人材の育成・確保 ○集落活動センターのネットワークづくり 【評価】 3 中山間地域生活支援総合事業 中山間地域で生活していくための様々な課題のうち、「生活用品の確保」「移動手段の確保」を重点対策とし、市町村の行う取り組みに	(2) ネット ワーク づく り	【推進計画に基づく取組内容】 変更無し	【集落活動センター推進事業】令和6年度までに80箇所開設に向けて取り組む。(H31修正)					1 地域の課題や将来像についての話し合いが県内各地で始まり、住民主体の取り組みが進んでいる。 2 中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりが進んできている。	中山間地域対策課 交通運輸政策課 (H31追加)	44
	2 過疎化、高齢化により、バス路線の縮小・廃止、地域の商店等が減少し、地域での移動手段の確保や生活用品の確保が必要。		【個別の取組内容】 1 集落活動センターの立ち上げの支援 ・市町村別支援チームによる支援 ・支援チームを通じた情報提供及びセンターの取組への支援 ・研修会等の開催 ・集落活動センター推進アドバイザーの派遣 ・集落活動センター支援ハンドブックの改訂・更新 ・集落活動センターの立ち上げに向けた支援マニュアルの作成 2 集落活動センター推進事業(補助事業) 20市町村26地区で集落活動センターが開所し、各地域において、支え合いの活動や安全・安心の仕組みづくりに向けた取り組みがスタートした。			【個別の取組内容】 1 集落活動センターの立ち上げ及び運営の支援 ・集落活動センター推進事業費補助金による支援 ・集落の活力づくり支援事業費補助金による支援(H29.7追加、R3.3末廃止) ・地域の元気づくり事業費補助金による支援(R3.4追加) ・集落活動センター推進アドバイザー等の派遣 ・研修会等の開催 ・市町村別支援チームによる支援 ・情報提供による支援 ・集落活動センター連絡協議会への支援 2 中山間地域生活支援総合事業(生活用品確保等支援事業)	【人材育成】アドバイザーの派遣、研修会の開催等により、センターに取り組む人材の育成をする。							
	【集落活動センター間のネットワークづくり】集落活動センター連絡協議会を中心に、センター相互の交流や情報交換に取り組む。													
	【中山間地域生活支援総合事業】市町村とともに、地域の生活用品を確保するため仕組みづくりを進める。													

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ペー ジ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
			3 中山間地域生活支援総合事業 (1)生活用品確保等支援事業 (2)生活用水確保支援事業 (3)移動手段確保支援事業 4 移動手段の確保対策 ・市町村担当者全体研修会 ・県外事例視察研修 ・個別課題に応じた出張相談 ・市町村支援マニュアルの改訂	ついて支援をすることで、 中山間地域に住まわれて いる人々が安心して暮らし 続けられるような、生活環 境の改善が図られた。 【課題等】 3 中山間地域生活支援 総合事業 地域の実態を把握したう えでの取り組みの徹底 【第3次計画に向けて（方 針）】 3 中山間地域生活支援 総合事業 市町村ごとの実態を随時 把握しながら、市町村から の要望に最大限対応して いく。	・仕組みづくりのための調査・検討等 ・店舗整備や移動販売、配達、宅配に使用する車両 整備等への支援 3 地域公共交通支援事業 ・地域の移動手段確保のための調査、実証運行、 運行に必要な車両等への支援 ・研修会の開催やアドバイザーの派遣等	づくりに取り組む。									
							【地域公共交通支援事業】市町村とともに、移動手段を確保するための仕組みづくりに 取り組む。								
							【移動手段確保】研修会の開催やアドバイザーの派遣により、地域の移動手段確保に 取り組む人材を育成する。								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
42	・H25年度末に全市町村において地域福祉アクションプランが策定が完了した。今後も、市町村と市町村社協が連携のうえ、計画の実践及び進行管理等を通して地域福祉の推進が図られるよう、各市町村の取組への支援を継続する必要がある。 ・H27～、市町村社協による地域福祉ネットワークのコーディネート機能の強化を図った。今後も、制度の狭間の問題にインフォーマル・フォーマルサービスが連携して対応する地域福祉ネットワークの構築に向けて、市町村及び市町村社協による取組を支援していく必要がある。	(2) ネット ワーク づくり	②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。 【個別の取組内容】 ・県内全ての民児協(45か所)会長等との意見交換を実施し、行政や専門職との連携を図ることで困難事例に対応している状況が把握できたとともに、課題を把握・分析することにより、支援策を打ち出すことができた。 ・こうち支え合いチャレンジプロジェクトの取組によるネットワーク構築に向けた話し合いの場づくりを支援してきたことにより、既存の小地域ケア会議等も含めると全ての市町村で専門職や関係機関が参加した話し合いの場が出来ている。 ・地域福祉と防災・減災対策との一体的な取組を支援する職員を育成するため、あったかふれあいセンター職員に対し防災研修を実施した。 ・モデル市町村社協への重点支援事業：10社協を決定し、各社協の課題等に応じた支援体制に向けたヒアリング、協議	【評価】 平成25年度末に全市町村で策定した地域福祉アクションプランに基づき、住民同士がつながる小地域活動の活性化や、見守りネットワークの構築等を推進し、平成26年度末には全ての市町村でネットワーク会議等が設置された。また、平成27年度からは、地域住民や民生委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて関係機関につなぐ仕組みの構築を図った。併せて、防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な取組の推進も図った。 【課題等】 制度の狭間の問題にインフォーマル・フォーマルサービスが連携して対応する地域福祉ネットワークの構築が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 地域福祉ネットワークのコーディネート役を担う市町村社協の相談支援体制の強化や、地域福祉アクションプランに基づく市町村及び市町村社協の取組への支援を継続する。	(1) ネット ワーク づくり	【推進計画に基づく取組内容】 過疎化・高齢化が進む中山間地域等において、住民同士の助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携による地域福祉活動を推進し、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。 【個別の取組内容】 地域住民、市町村、市町村社協等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いの地域づくりを推進する。 ・市町村及び市町村社協による地域福祉アクションプランの実践や進行管理を推進する。 ・市町村及び市町村社協における地域福祉ネットワークの構築に向けた取組を支援する。							誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現	地域福祉政策課	44
					市町村及び市町村社協による地域福祉アクションプランの実践や進行管理の推進										
					市町村及び市町村社協における地域福祉ネットワーク構築に向けた取組への支援										

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる

生活安全
企劃課

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
43	特になし	(1) 地域の 支えあいのネット ワークづくり	①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪のない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 事業者、自治会等に対して地域貢献活動を働きかけた結果、子ども見守り協議会の設立が得られた。 2 積極的な情報提供として、HPへの各種情報掲載、地域安全ニュースやミニ広報紙等の配布を行った。 3 HPへの犯罪発生状況等の掲載を行った。	【評価】 防犯カメラの設置に伴い、子ども見守り協議会を設立し、同協議会に参加するなど、地域におけるネットワークづくりを促進した。 【課題等】 ネットワークの活用、継続した連携を図り、ネットワークの形骸化を防ぐことが重要となる。 【第3次計画に向けて（方針）】 協定等を警察独自で締結することがあることや協定等によらないネットワークの構築も有効であることから、県との協定の締結を取組内容とする現在の項目を削除し、新たに ③重層的なネットワークの構築 社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう、働きかけます。を加える。	(1) ネッ トワ ーク づく り	【推進計画に基づく取組内容】 ③重層的なネットワークの構築 社会各分野の各層にある事業者及び地域活動団体に対してネットワークを構築するよう働きかけるとともに、構築されたネットワークによる地域の支え合いの推進を働きかけます。 【個別の取組内容】 1 事業者、地域活動団体等に対するネットワーク構築の働きかけ 2 構築されたネットワークとの連携 3 ネットワークによる地域の支え合いの推進	【ネットワークの構築】・・・幅広い分野への働きかけ 【ネットワークとの連携】・・・ネットワークの効果的な活用 【地域の支え合いの推進】・・・地域の支え合いのへ積極的な参加の働きかけ					重層的なネットワークによる地域の支え合いがきめ細かく広がり、支えを必要とする人にいきわたる社会の実現	生活安全企画課	44

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ			
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
			個別の取組内容			個別の取組内容											
44	1 高知県警察県民世論調査(平成26・27年度) 【問】自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか。 【答】インターネット空間：平成26年度 第2位(48.6%)、平成27年度 第2位(38.9%) 【問】自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか。 【答】インターネットを利用した犯罪：平成26年度 第1位(46.6%)、平成27年度 第3位(41.4%) 2 サイバー犯罪等に関する相談件数 平成27年 1,336件 平成26年 1,369件 平成25年 842件 3 情報セキュリティ等に関する高度な知識技能を有した人材の確保・育成が課題			【課題】 新たなサービスの提供やIT技術の進歩により、サイバー犯罪等の手口も進化しているため、様々な脅威への対策等に関する情報を積極的に発信し、社会全体の意識向上を図ることが重要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 サイバー空間の脅威に係る基礎的な知識の普及啓発を図り、当該脅威に立ち向かう県民の意識向上を図る。	(1) 広報・啓発の充実 【推進計画に基づく取組内容】 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等身近な事例を通じたサイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行うなど、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。 【個別の取組内容】 1 講演、セミナー等の開催 2 既存の地域安全活動との協働によるチラシ配布等の広報・啓発活動									新たな犯罪手口を用いたサイバー犯罪等を含む最新の脅威について情報発信することにより、県民や民間事業者等の意識改革・向上が図られるほか、自主的な被害防止活動が促進される。	生活環境課	45	
45				【課題等】 新たなサービスの提供やIT技術の進歩により、サイバー犯罪等の手口も進化しているため、様々な脅威への対策等に関する情報を積極的に発信し、社会全体の意識向上を図ることが重要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 サイバー空間の脅威に係る基礎的な知識の普及啓発を図り、情報セキュリティに対する県民の意識向上を図る。	(1) 広報・啓発の充実 【推進計画に基づく取組内容】 あらゆる機会を通じ、パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害やスマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案などのサイバー空間における脅威についての注意喚起等を行う等、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。 【個別の取組内容】 パスワード、ID番号等個人情報の盗用による不正アクセス被害、スマートフォン等における新たなサービスを悪用した事案等身近な事例を題材として、情報セキュリティの重要性等について、各機会・媒体を通じた広報啓発を行う。										県民の情報セキュリティに対する意識の向上	県民生活課	45

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
					1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での広報 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 「安全安心まちづくりひろば」における広報 5 市町村ブロック別担当者会における広報	【市町村ブロック別担当者会】・・・◎サイバー犯罪の発生状況、犯行の手口等の紹介								
						【その他の活動】・・・◎出前講座・地域の会合等の機会を利用した広報・啓発								

様式3

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
基本的方策3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容 個別の取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容 個別の取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
46				【課題】 サイバー空間の脅威に立ち向かうには、情報化社会におけるセキュリティの重要性を再認識し、悪質・巧妙化するサイバー犯罪等の手口、対処方法等に係る情報を共有することが重要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 情報セキュリティへの意識改革・向上を図り、サイバー空間の脅威に関する最新の情報を共有することによって、被害の未然・拡大・再発防止を図る。	(2) 情 報 共 有 の 促 進	【推進計画に基づく取組内容】 サイバー空間の脅威に対処するためには、各分野・組織の知見を活用した取組が必要であることから、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの連携を推進します。 【個別の取組内容】 1 業種、組織の垣根を越えたネットワークの拡充と連携強化 2 研修会、勉強会等の実施 3 産学官の連携による技術的な交流						業種、組織の垣根を超えたネットワークの連携強化等により、様々な脅威への対策等に関する情報が広く共有され、被害の未然防止と拡大防止に係る対策や態勢が県全体で強化される。	生活環境課	45
47				【課題】 県内における対処能力を高め、産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つ知識技能を、組織の垣根を超えて共有し、人材の確保・育成を図ることが重要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 教育・訓練の充実、突出した能力を有する人材の確保・育成に努め、サイバー空間の脅威への対処能力を強化する。	(3) サイバ－空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成	【推進計画に基づく取組内容】 産業界・学術機関・法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処方法について、研修会等での教育・訓練、人事交流の実施等により知識技能の向上を図るとともに、県内学校との連携等により情報セキュリティ等の素養がある人材の確保・育成を推進します。 【個別の取組内容】 1 産学官の連携による研修会等における教育・訓練の実施 2 情報セキュリティ分野の素養がある人材の確保・育成						教育・訓練等により、サイバー空間の脅威への対処能力が強化され、被害の未然防止・拡大防止に係る対策が迅速に行われる。	生活環境課	45

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
48	各学校とも「学校等における児童等の安全の確保のための指針」を学校運営の基本事項として認識している。	(1) 学校の学周知等及びにおける助ける児童等の安全の確保のための指針	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	【評価】 学校への継続した注意喚起を行うことにより、学校の防犯意識の継続につなげられている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 学校運営において「児童生徒の安全確保」が最重要であることを全ての学校の教職員が認識を深めていくよう引き続き注意喚起を行う。	(1) 学校の学周知等及びにおける助ける児童等の安全の確保のための指針	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。						指針に沿った安全指導が充実、強化されている。	私学・大学支援課	46
			【個別の取組内容】 学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行った。			【個別の取組内容】 学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行う。								
49	・地震対策を盛り込んだ防災マニュアルは整備ができていないが、防災マニュアルに風水害対策を盛り込んでいない事業所がある ・不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルを策定している事業所が少ない	(1) 言葉学校の学周知等及びにおける助ける児童等の安全の確保のための指針	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。	言葉学校の学周知等及びにおける助ける児童等の安全の確保のための指針	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、学校等における児童等の安全の確保のための指針に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。						施設の実情に応じた防犯体制の確立。 風水害対策を盛り込んだ防災マニュアルの整備。 不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルの整備。	障害福祉課	46
			【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。			【個別の取組内容】 社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及びマニュアルに基づく実地訓練等の取組状況について実地指導の際に確認。 防災マニュアルに風水害対策が盛り込まれていない事業所に対して、盛り込んでいくよう指導していく。 不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定を助言していく。	実地指導を中心に、各種マニュアルの策定状況、防災・防犯対策の実施を助言							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

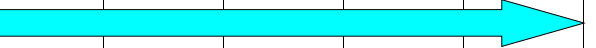
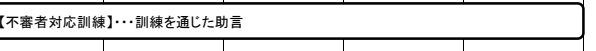
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
50	児童の安全確保について周知が進んでいる。	(1) 指学針校の等周に知及ける児童等の安全の確保のための	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。	【評価】 児童の安全確保に向けた取組が不十分な施設もあり、引き続き「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」に基づく安全対策の強化が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き安全確保についての周知に努める	(1) 指学針校の等周に知及ける児童等の安全の確保のための	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	子ども家庭課	46
							継 続							
51	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ153カ所（うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室136カ所（うち高知市29カ所） ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修（全4日）受講者107人中 修了者102人	(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 【個別の取組内容】 1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」については、H22の策定以降、周知徹底を図ってきたことにより、事業実施主体に浸透してきた。市町村担当者に認識してもらうことで、より安全・安心な放課後の居場所づくりを進めることができています。 ・国の制度（新制度、放課後子ども総合プラン等）が大きく変わる中、国の動き等について市町村に適宜情報提供したほか、全市町村訪問により、事業の方向性や予算化に向けた考え方を確認し合うことができた。 ・指導員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催した	【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策の充実強化には、学校と市町村担当部署とのさらなる連携強化が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、防災や安全対策の徹底についての周知・啓発を継続する。	(1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言	【推進計画に基づく取組内容】 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 【個別の取組内容】 1 放課後子どもプラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」については、H22の策定以降、周知徹底を図ってきたことにより、事業実施主体に浸透してきた。市町村担当者に認識してもらうことで、より安全・安心な放課後の居場所づくりを進めることができています。 ・国の制度（新制度、放課後子ども総合プラン等）が大きく変わる中、国の動き等について市町村に適宜情報提供したほか、全市町村訪問により、事業の方向性や予算化に向けた考え方を確認し合うことができた。 ・指導員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催した	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。	生涯学習課	46
							◎市町村等が行うマニュアルの作成（更新）や定期的な訓練の実施等を支援							
							◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

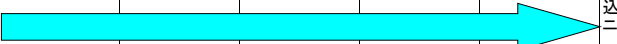
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ペー ジ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
52	「学校安全教室推進講習会」「防災教育研修会」等における周知	(1) 周学知校及等びに助お言ける児童等の安全の指針の【個別の取組内容】 1 平成26年3月に策定した「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」をもとに、各学校において「学校防災マニュアル」の見直しを実施した。 2 26年2月に策定した「高知県安全教育プログラム（気象災害編）（交通安全編）（生活安全編）」について活用と指導の充実を働きかけた。	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	【評価】 「学校防災マニュアル」の見直しを実施するとともに「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の指導の徹底を働きかけることができた。 【課題等】 更なる児童等の安全対策の充実強化が必要である。 【第3次計画に向けて（方針）】 「学校事故対応に関する指針」に基づく危機管理マニュアルの充実を図る。	(1) 【推進計画に基づく取組内容】 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。 【個別の取組内容】 1 「高知県安全教育プログラム」を活用した安全教育の推進 2 各学校の「学校安全計画」策定による、計画的かつ効果的な安全教育及び安全管理の推進（H30.5追加）							全ての学校において「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実	学校安全対策課	46
								◎「高知県安全教育プログラム」の周知徹底 ◎各学校における「学校安全計画」に基づく安全教育・安全管理の推進（H29.5 内容追加）						
53	学校等（障害者施設を含む。）における不審者対応訓練の実施数 H27 137回	(1) 指学針校の等周におおける児童等の安全の指針の【個別の取組内容】 不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。 不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領について再確認ができた。	学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	【評価】 不審者対応訓練を通じ、危機管理について指針に応じた指導・助言を行った。 【課題等】 不審者対応訓練等については、個々の学校ごとに行うため、年間の実施数に限りがある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(1) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 不審者対応訓練を通じた児童等の安全確保のための助言							不審者対応訓練の結果を踏まえた助言により、児童等の安全を確保する。	生活安全企画課	46
								【不審者対応訓練】・・・訓練を通じた助言						

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
54	安全管理のためのマニュアルの策定に関しては、各学校ともにその重要性を認識しており、全ての学校において、マニュアルが策定されている。（小学校1校 中学校7校 高等学校9校）	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く）、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	【評価】 各学校において、危機管理マニュアルが策定され、教員の安全確保に対応する規範となっている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 緊急時に教職員が管理マニュアルに沿った対応ができるよう教職員への周知徹底等について引き続き注意喚起を行う。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 各学校の設置・管理者により策定されている危機管理マニュアルについて、記載内容の定期的な点検、必要に応じた見直しを実施し、実効性のある内容を維持していく。 【個別の取組内容】 学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行う。						安全管理のためのマニュアルが定期的に点検、見直しがされ、実効性のあるものとなっている。	私学・大学支援課	46
			【個別の取組内容】 学校訪問等において、南海トラフ地震対策の推進と併せ児童生徒の身の安全確保の視点に立った対応についての注意喚起を行った。											
55	・地震対策を盛り込んだ防災マニュアルは整備ができているが、防災マニュアルに風水害対策を盛り込んでいない事業所がある ・不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルを策定している事業所が少ない	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く）、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	【推進計画に基づく取組内容】 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による、郊外活動や休日などさまざまなケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く）放課後児童健全育成事業の用に供される施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう働きかけます。 【個別の取組内容】 社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及びマニュアルに基づく実地訓練等の取組状況について、実地指導の際に確認。 防災マニュアルに風水害対策が盛り込まれていない事業所に対して、盛り込んでいくよう指導していく。 不審者対策を盛り込んだ危機管理マニュアルの策定を助言していく。						施設の実情に応じた防犯体制の確立。 風水害対策を盛り込んだ防災マニュアルの整備。 不審者対応を盛り込んだ危機管理マニュアルの整備。	障害福祉課	46
			福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。		実地指導を中心に、各種マニュアルの策定状況、防災・防犯対策の実施を助言									

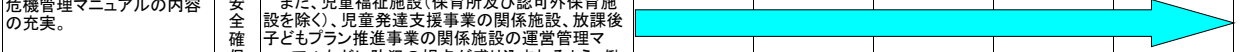
第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

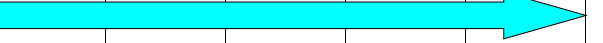
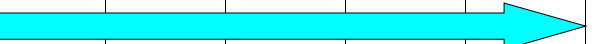
番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
56	運営管理上の危機管理の視点は、徐々に高まりつつある。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く）、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	【評価】 安全管理のためのマニュアルの策定に向けた指導が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 個々の施設状況に応じたマニュアルの策定がなされているか引き続き指導監査時に確認を行う。	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	子ども家庭課	46	
			【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。		【個別の取組内容】 変更なし	継 続 								
57	危機管理マニュアル作成率 H24 94. 2% H25 94. 8% H26 94. 8% H27 96. 0%	(3) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設（保育所及び認可外保育施設を除く）、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。	【評価】 全市町村や私立幼稚園等を訪問し、施設の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請した。危機管理マニュアルについては96%の作成につながった。 【課題等】 マニュアル作成・見直しの必要性が十分理解されていない。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問等を通して危機管理マニュアルの作成を要請するとともに、各施設において、校外活動など、様々なケースを想定した内容の見直しについて推進する。	(3) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						1 保育所・幼稚園・認定こども園における安全管理・安全教育の充実 2 保育所・幼稚園・認定こども園における防犯教室の開催の促進	幼保支援課	46	
			【個別の取組内容】 1全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請 2危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じマニュアル整備を要請 3全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングの場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請		【個別の取組内容】 変更なし	1 全市町村訪問や説明会等を通じた安全管理・安全教育の周知 2 危機管理マニュアルの未作成保育所のある市町村に対して、作成に向けての要請								

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
58	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153カ所 (うち高知市80カ所) ・放課後子ども教室 136カ所 (うち高知市29カ所) ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日) 受講者107人中 修了者102人	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 放課後子どもプラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・県教委で作成した「安全管理ハンドブック(H24.1改訂)」により、事故や災害、不審者対応等について周知した。 ・市町村における安全管理マニュアルの策定を促進するため、「安全管理ハンドブック」を活用した指導員等研修を実施した。 ・放課後学び場人材バンクによる防災出前講座の開催やマニュアル策定支援を行った。 ・防災マニュアル策定率 100%	【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、人材バンクの支援により、防災マニュアルの策定率は平成27年度末で100%となるなど、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 避難訓練の必要性は感じているものの、実施率は82%(H27)にとどまっている。 【第3次計画に向けて(方針)】 避難訓練や安全点検等を実施し、運営規定や防災マニュアルに反映させていく取組を促進する等、防災や安全対策への支援を継続する。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	【推進計画に基づく取組内容】 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営規程などに防災及び防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業(児童クラブ、子ども教室) ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2(3)に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 ◎市町村等が行うマニュアルの作成(更新)や定期的な訓練の実施等を支援 ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修(放課後児童コース)					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。	生涯学習課	46
59	学校における「危機管理マニュアル」の策定率 100% (H28年度)	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 1 各学校における「危機管理マニュアル」について各種研修会等を通して指導を行った。 2 「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。	【評価】 危機管理マニュアルの策定について啓発することができた。 【課題等】 危機管理マニュアルの内容の充実。 【第3次計画に向けて(方針)】 「学校事故対応に関する指針」に基づく危機管理マニュアルの充実を図る。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	【推進計画に基づく取組内容】 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・管理者による校外活動など、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定を促進します。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれるよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 各学校において実態に応じた「危機管理マニュアル」への見直しを行い、関係機関と連携した訓練を実施	 ◎市町村教委への周知徹底の働きかけ ◎県立学校への指導の徹底					全ての学校における実態に応じた「危機管理マニュアル」の策定 (H30.5 追加)	学校安全対策課	46

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
60	来校者に窓口での名簿記載や入校証の発行、名札等の着用など不審者侵入防止の対策を講じている。また、校内に防犯カメラを設置している学校もある。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	【評価】 学校における安全確保体制づくりの重要さの認識ができています。 【課題等】 年度により不審者侵入を想定した訓練を実施していない学校がある。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	【推進計画に基づく取組内容】 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進する。						各学校で不審者の侵入防止に対する対策がとられている。	私学・大学 支援課	46
			【個別の取組内容】 学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行った。	【第3次計画に向けて(方針)】 不審者侵入が起こりうることの認識し、必要な防犯訓練を実施するよう引き続き注意喚起を行う。		【個別の取組内容】 学校訪問等において、不審者侵入防止訓練の実施の必要性について、注意喚起を行う。								
61	警察等関係機関との協力・連携の下で防犯訓練を実施している事業所が少ない	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし		【推進計画に基づく取組内容】 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。						警察等との関係機関と連携した防犯訓練の実施。	障害福祉課	46
			【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居室系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。		【個別の取組内容】 警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制が構築できるよう、日ごろから警察等と連携した防犯訓練に取り組むよう助言していく。								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

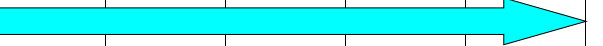
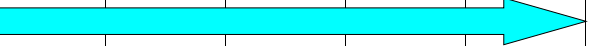
様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ					
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
			個別の取組内容			個別の取組内容													
62	防犯のための避難訓練等を実施していない施設がある。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	② 不審者侵入防止訓練の実施の促進 児童福祉施設等職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。	【評価】 防犯のための避難訓練等の実施の必要性を指導しているものの、実施していない施設がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 不審者対策や防犯訓練の必要性についての指導を継続する。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	子ども家庭課	46					
63	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153カ所（うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室 136カ所（うち高知市29カ所） ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修（全4日） 受講者107人中 修了者102人	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	② 不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。	【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底についての周知・啓発を継続する。	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	【推進計画に基づく取組内容】 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ、子ども教室） ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2（3）に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等					◎市町村等が行うマニュアルの作成（更新）や定期的な訓練の実施等を支援					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。	生涯学習課	46
							◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修（放課後児童コース）												

様式3

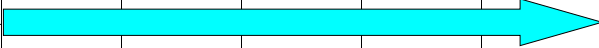
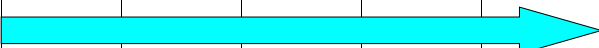
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
64	特になし	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	【評価】 不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施について啓発することができた。 【課題等】 教職員などを対象とした不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施率 【第3次計画に向けて(方針)】 教職員などを対象とした不審者の侵入を想定した防犯訓練実施のため啓発活動を行っていく。	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。							不審者侵入防止訓練等の充実による市町村教委や学校の危機意識の向上、危機管理体制の充実	学校安全対策課	46
			【個別の取組内容】 1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。		【個別の取組内容】 1 各学校における、不審者侵入を想定した対処や、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した活動の啓発 2 スクールガード・リーダーによる学校等への指導助言 (H29.7追加)	◎市町村教委や県立学校に、訓練の実施について働きかけ (H29.7 追加)								
65	学校等(障害者施設を含む。)における不審者対応訓練の実施数 H27 137回	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進	②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施を促進します。	【評価】 不審者対応訓練等を通じ、危機管理について指導を行った。 【課題等】 不審者対応訓練等については、個々の学校ごとに行うため、年間の実施数に限りがある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし							事案発生時における教職員等の適切な対応	生活安全企画課	46
			【個別の取組内容】 不審者対応訓練等を通じて危機管理について指導を行った。 不審者対応訓練の実施により、有事の際の対応要領についての再確認ができた。		【個別の取組内容】 各学校等と連携した不審者対応訓練の実施	【不審者対応訓練】・・・効果的な訓練の実施								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
66	私立学校の児童生徒は広範囲から通学しているため、地域住民や団体等との接点が少なく、通学安全についてはもっぱら学校と保護者の対応に委ねられている。	(3) 推学 進校等 における 子ども の見守り 活動等の	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	【評価】 学校や保護者による注意がなされている。 【課題等】 私立学校の生徒は広範囲から通学しているため、地域住民や団体等との連携には難しい面がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 私学においては地域住民等との関わりや見守りの部分を記載しないこととする。	(3) 推学 進校等 における 子ども の見守り 活動等の	【推進計画に基づく取組内容】 学校と保護者において通学の安全が守られるよう注意喚起を行う。						学校及び保護者の連携により通学の安全が守られている。	私学・大学 支援課	47	
			【個別の取組内容】 学校訪問等において、地域の自治会等との連携による見守り活動の取組を要請した。			【個別の取組内容】 学校訪問等において、通学の安全について学校と保護者との間で対策を協議するよう注意喚起を行う。									
67	地域住民と連携協力を進め、開かれた施設運営に取り組めている事業所が少ない	(3) 学校等 における 子ども の見守り 活動等の 推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	【評価】 社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定を通じて、各障害福祉サービス事業所等において、災害時の危険性の把握や対応策の検討がなされ、利用者への周知が図られた。 【課題等】 実地指導の実施間隔が数年開く事業所がある点 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き、各事業所等への実地指導の際に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況を確認していく。	(3) 学校等 における 子ども の見守り 活動等の 推進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。						地域住民との交流が進み、地域に開かれた施設運営が実現。	障害福祉課	47	
			【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。			【個別の取組内容】 事業所が地域に開かれた施設運営を行い、地域住民と日ごろから交流を進めることで不審者の発見等防犯体制の強化に取り組むよう、実地指導時を中心に助言していく。	実地指導を中心に、施設が地域住民と交流を促進して、開かれた施設運営がされているかを、実地指導時を中心に確認。 								
						実地指導を中心に、施設が地域住民と交流を促進して、開かれた施設運営がされているかを、実地指導時を中心に確認。									

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
68	防犯のための避難訓練等を実施していない施設がある。	(3) 等学校の推進における子どもの見守り活動	児童福祉施設等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、児童福祉施設等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	【評価】 子どもの安全確保に対する意識は高まっている。 【第3次計画に向けて（方針）】 地域や学校との連携についての指導を行う。	(3) 等学校の推進における子どもの見守り活動	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし							地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	子ども・子育て支援課	47
			【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。			【個別の取組内容】 変更なし									
69	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153カ所（うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室 136カ所（うち高知市29カ所） ○学校支援地域本部の設置 25市町村43本部92校	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	【評価】 全小学校区の約9割に、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されている他、学校支援地域本部の設置数は年々増加しており、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりが広がっている。 【課題等】 市町村や学校・子ども教室等によって、地域との連携活動の内容に差がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 学校をプラットフォームにして、地域との連携により子どもたちをしっかりと見守り、育成するため、放課後の居場所や学びの場、学校支援地域本部等のさらなる拡充を図る。 また、子どもたちの見守り機能を強化するため、民生・児童委員の参画を促進し、福祉機関との連携を図る。	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	◎市町村等が行う地域学校協働活動等を支援 ・設置促進及び活動内容の充実 ・市町村及び学校等訪問、取組状況調査等					学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校の様々な活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。（R2追加）	生涯学習課	47	
			【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携して、児童等を見守るしくみづくりの支援を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。 2（学校支援地域本部等事業） 25市町村43本部92校 ・未実施市町村の訪問 ・事業実施市町村の訪問 ・事業効果、課題の検証 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 ・市町村の取組への助言・支援		【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ、子ども教室） ・放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。 2 学校支援地域本部等事業 ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するために、学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組む。 ・民生委員・児童委員の参加を促進し、子どもたちの見守り体制を強化する。 ・H29モデル校、H30市町村推進校の取組のノウハウを生かし、設置計画に基づいた「高知県版地域学校協働本部」の取組を推進（H31追加）	・高知県版地域学校協働本部（モデル校）の取組支援	・高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の取組支援	・「地域コーディネーターハンドブック」の活用（H31追加）	・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（H31追加）						

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

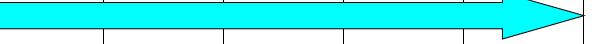
様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
70	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 スクールガード・リーダー 21市町村で39名が活動 (H28年度)	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【個別の取組内容】 1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催した。 2 スクールガードの組織がない小学校を所管する市町村教育委員会へ実態確認及び指導した。	【評価】 継続した啓発活動により、スクールガードの組織率が向上した。 【課題等】 スクールガードの活動の充実 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き継続した啓発活動を続けていく。	(3) 学校等における子どもの見守り活動等の推進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。 【個別の取組内容】 各学校における、保護者・地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの継続							学校安全対策課	47
◎市町村教委や県立学校に、学校・保護者・地域・関係団体等が連携した体制づくりを働きかけ														
71	様々な安全対策の訓練は実施されているが、不審者侵入を想定した訓練が実施されていない学校がある。	(4) 児童等への安全教育の充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 学校訪問等において、継続的な防犯教育の必要性について注意喚起を行った。	【評価】 児童生徒に対する防犯教育の重要性が認識されている。 【課題等】 様々なカリキュラムの中で、継続した防犯教育の実施が難しい面がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 各種教室や行事の中で、防犯教育の定着について引き続き注意喚起を行う。	(4) 児童等への安全教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努める。 【個別の取組内容】 学校訪問等において、継続的な防犯教育の必要性について注意喚起を行う。							防犯教室が定着して開催されている。 私学・大学支援課	47

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
72	警察等関係機関との協力・連携の下で防犯訓練を実施している事業所が少ない	(4) 児童等への安全教育の充実	①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。	(4) 児童等への安全教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。						警察等との関係機関と連携した防犯訓練の実施。	障害福祉課	47
			【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。		【個別の取組内容】 事業所が警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制が構築できるよう、日ごろから警察等と連携した防犯訓練に取り組むよう、実地指導時を中心に助言していく。									
			実地指導を中心に、警察等関係機関と連携した防犯訓練の実施を助言											
73	マニュアル等の整備はできている。	(4) 児童等への安全教育の充実	①防犯教室等の開催 児童福祉施設等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	【評価】 さらなる安全教育の充実が必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 指導監査時に安全教育の実施の有無の確認を行い、必要に応じて指導を行う。	(4) 児童等への安全教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができている。	子ども家庭課	47
			【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。		【個別の取組内容】 変更なし									
			継 続											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

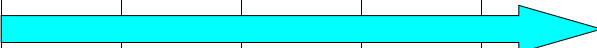
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
74	防犯教室等の開催率 H24 79.2% H25 81.8% H26 79.2% H27 84.8%	(4) 児童等への安全教育の充実	① 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 1全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請 2危機管理マニュアルが作成されていない園等へは、市町村訪問や研修会等を通じマニュアル整備を要請 3全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画ヒアリングの場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請	【評価】 全市町村や私立幼稚園等を訪問し、施設の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと推進を要請し、防犯教室等の開催につながった。 【課題等】 防犯教室開催の必要性が十分理解されていない。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問等を通して、安全管理・安全教育の必要性を周知し、防犯教室等の実施を要請する。	(4) 児童等への安全教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	1 全市町村訪問や説明会等を通じ、安全管理・安全教育の周知を図るとともに、防犯教室等の開催に向けての要請 2 私立幼稚園については、ヒアリング等を通じ、安全管理・安全教育の周知を図るとともに、防犯教室等の開催に向けての要請					1 各市町村における安全管理・安全教育の充実 2 保育所・幼稚園・認定こども園における防犯教室の開催の促進	幼保支援課	47
75	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153カ所（うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室 136カ所（うち高知市29カ所） ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修（全4日） 受講者107人中 修了者102人	(4) 児童等への安全教育の充実	① 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。	【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底についての周知・啓発を継続する。	(4) 児童等への安全教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ、子ども教室） ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2（3）に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 ◎市町村等が行うマニュアルの作成（更新）や定期的な訓練の実施等を支援 ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修（放課後児童コース）					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。	生涯学習課	47

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
76	学校における「防犯教室」等の実施 65.7%（平成27年度末）	(4) 児童等への安全 教育の充実	① 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。	【評価】 「学校安全教室推進講習会」や様々な情報提供を通して安全教育の充実を図ることができた。 【課題等】 小学校における防犯教室の開催率の低さ 【第3次計画に向けて（方針）】 継続した啓発活動を実施していく。	(4) 児童等への安全 教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 ① 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催						「防犯教室」の充実による市町村教委や学校の危機意識の向上	学校安全 対策課	47
														
◎市町村教委や県立学校に実施の働きかけ ◎県立学校への指導を継続														
77	誘拐被害防止教室の実施回数 H27 225回	(4) 児童等への安全 教育の充実	① 防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。 【個別の取組内容】 誘拐被害防止教室を開催するほか、子ども110番の家の制度等の周知を図った。	【評価】 誘拐被害防止教室等を中心に児童等に対する安全教育を実施した。 【課題等】 児童へ安全教育を浸透させるため、繰り返し実施する必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(4) 児童等への安全 教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 誘拐防止教室の開催 2 子供110番の家等の緊急避難場所等の周知						児童等が危険に際したときに、自らの身を守ることでできる能力や知識を身につける。	生活安全 企画課	47
【誘拐防止教室】・・・児童等の危険回避能力の向上														
【緊急避難場所等の周知】・・・児童等を守るため各種施策の周知														
78	小学校における「地域安全マップ」作成 41.5%（平成23年度末）	(4) 児童等への安全 教育の充実	② 安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 「地域安全マップ」作成・活用について周知した。	【評価】 「地域安全マップ」作成・活用について周知することができた。 【課題等】 「地域安全マップ」作成率の向上。 【第3次計画に向けて（方針）】 継続して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけていく。	(4) 児童等への安全 教育の充実	【推進計画に基づく取組内容】 ② 安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 「地域安全マップ」を活用した安全教育の推進 1 「地域安全マップ」の作成・活用・有用性を「学校安全教室推進講習会」において説明 2 「地域安全マップ」を活用した安全教育の実践事例の紹介、啓発 (H29.7追加)						小学校における「地域安全マップ」作成・活用の高まり (R2追加)	学校安全 対策課	47
														
◎市町村教委に「地域安全マップ」作成について働きかけ（H29.7追加）														

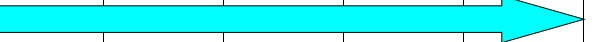
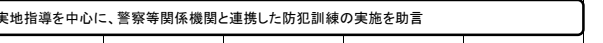
様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
79	○子供110番の家の指定件数 H28. 3末 4, 224件 ○あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件	(4) 児童等への安全教育の充実	②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を高めるため、学校の設置・管理者に対して、安全マップの作成による安全教育を行うよう、働きかけます。	【評価】 子ども110番の家の指定状況について情報提供した。 【課題等】 子ども110番の家に指定した家屋等について、活動実態を継続して把握し、活動の有無を確認する必要がある。	(4) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						児童等が危険に際したときに、自らの身を守ることのできる能力や知識を身につける。	生活安全企画課	47		
			【個別の取組内容】 1 「子ども110番の家」についての情報提供を行い、安全マップ作成にかかる指導を実施した。 各署において、地域の犯罪情勢に即した情報提供を行い、安全教育に貢献できた。	【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	【個別の取組内容】 1 子供110番の家等の緊急避難場所の情報提供 2 不審者情報等の提供	【緊急避難場所の情報】・・・子供110番の家等の指定状況の提供									
											【不審者情報等の提供】・・・あんしんFメール等による速やかな情報発信				
80	防犯を含む学校安全対策に活用できる補助金制度を設けており、各校とも積極的に活用している。	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	【評価】 各学校とも防犯環境の整備や安全点検の重要性を十分に認識できている。 【課題等】 年度により、不審者侵入を想定した点検を実施していない学校がある。	(5) 【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかける。						学校施設の安全点検が継続的に実施され、必要に応じた環境整備がされている。	私学・大学支援課	47		
			【個別の取組内容】 1 学校訪問等において、施設の安全点検の実施を要請した。 2 学校安全対策として、防犯カメラ、防犯ベルの設置、警備等の費用に助成した。	【第3次計画に向けて(方針)】 継続した安全点検の実施について注意喚起を行う。	【個別の取組内容】 1 学校訪問等において、施設の安全点検の実施を要請する 2 学校安全対策として、防犯カメラ、防犯ベルの設置、警備等の費用に助成する。										

様式3

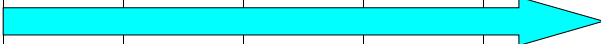
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
81	警察等関係機関との協力・連携の下で防犯訓練を実施している事業所が少ない	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。	(5) 防犯環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 事業所が警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制が構築できるよう、日ごろから防犯訓練に取り組むよう、実地指導時を中心に助言していく。						警察等との関係機関と連携した防犯訓練の実施。	障害福祉課	47
														
														
							実地指導を中心に、警察等関係機関と連携した防犯訓練の実施を助言							
82	更なる強化のために、非常通報装置、防犯カメラ等の防犯対策に係る整備の検討が必要	(5) 防犯環境整備の促進	児童福祉施設等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、児童福祉施設等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。 【個別の取組内容】 指導監査実施時等に確認し周知した。	【評価】 非常通報装置、防犯カメラ等の設置により、児童の安全確保に向けた施設整備が進んでいる。 【第3次計画に向けて(方針)】 設備の定期的な点検や、不審者対策、防犯訓練の必要性についての指導を継続する。	(5) 防犯環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし						地域に開かれた施設づくりを推進し、地域と一体となって児童の安全確保ができています。	子ども家庭課	47
														
							継 続							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
83	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ 153カ所 （うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室 136カ所 （うち高知市29カ所） ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81％ ・放課後児童支援員認定資格研修（全4日） 受講者107人中 修了者102人	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。	(5) 防犯環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。	生涯学習課	47
			【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。	【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、安全点検を実施しているところは7割程度にとどまっている。		【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ、子ども教室） ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2（3）に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。								
84	学校における定期的な安全点検の実施実施率100/パーセント（H27年度末）	(5) 防犯環境整備の促進	学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。	【評価】 定期的な安全点検を実施するよう、働きかけることができた。	(5) 防犯環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害を加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者に対して、施設・設備の整備と定期的な安全点検を実施するよう、働きかけます。						学校における「学校安全計画」に基づく安全管理・安全教育の充実 （R2追加）	学校安全対策課	47
			【個別の取組内容】 1 研修会等あらゆる機会をとらえて、学校の施設・設備等について毎学期1回以上の安全点検を実施するよう働きかけた。	【課題等】 安全点検の充実		【個別の取組内容】 取組状況の把握と学校等の設置・管理者に対する整備・安全点検について周知徹底を継続して実施	◎市町村教委に、周知徹底の働きかけ ◎県立学校への指導を徹底							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

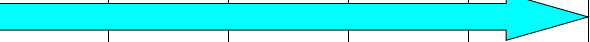
様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
85	市町村訪問による周知	(1) 針通の学 周路知等 及にびお 助ける 児童等 の安全 の確保 のため の指	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	【評価】 全市町村や私立幼稚園等を訪問し、施設の安全管理・安全教育の実施状況について周知を図った。 【課題等】 通学路における児童等の安全確保が図られるよう引き続き指針の周知を図る必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問等を通して、安全管理・安全教育の必要性を周知し、通学路等の安全確保を要請する。	(1) 針通の学 周路知等 及にびお 助ける 児童等 の安全 の確保 のため の指	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	1 全市町村訪問や説明会等を通じ、安全管理・安全教育の推進と指針の周知 2 私立幼稚園については、ヒアリング等を通じ、安全管理・安全教育の推進と指針の周知					各市町村における安全管理・安全教育の充実	幼保支援課	47
			【個別の取組内容】 1全市町村を訪問し、保育所等の安全管理・安全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知 2全私立幼稚園、私立認定こども園に対して、私立学校運営費補助金事業計画にアリングや研修会等の場で、安全管理・完全教育の実施状況についてヒアリングと指針の周知											
86	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ153カ所（うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室136カ所（うち高知市29カ所） ○支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 ・安全・防災研修 6/4 西部、6/9 中部、6/10 東部 参加者 計 213人 満足度 平均 81% ・放課後児童支援員認定資格研修（全4日） 受講者107人中 修了者102人	(1) 周通知学 及路び等 助に言 おける 児童等 の安全 の確保 のため の指針の	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	【評価】 研修等により、防災マニュアルの作成及び避難訓練の必要性が再認識されるとともに、安全対策についての理解が深まり、安全・安心な居場所づくりにつながった。 【課題等】 安全対策についての理解は深まっているものの、緊急時対応訓練を実施しているところは少ない。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底についての周知・啓発を継続する。	(1) 周通知学 及路び等 助に言 おける 児童等 の安全 の確保 のため の指針の	【推進計画に基づく取組内容】 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（児童クラブ、子ども教室） ・国が示す「放課後児童クラブ運営指針」第6章2（3）に定める防災及び防犯対策について、児童クラブだけでなく、子ども教室を実施している市町村等にも周知徹底を図り、マニュアルの作成や定期的な訓練の実施等を支援する。 ・支援員等を対象に、防災や安全対策について学ぶ研修を開催する。	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底 ・市町村訪問、取組状況調査等 ◎市町村等が行うマニュアルの作成（更新）や定期的な訓練の実施等を支援 ◎支援員等の資質向上に向けた研修会を開催 ・安全・防災研修 ・放課後児童支援員認定資格研修 ・子育て支援員研修（放課後児童コース）					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。	生涯学習課	47
			【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ・市町村訪問や研修等の機会を活用し、安全対策の徹底について周知、啓発を行った。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、安全対策・緊急時対応についての講義を行った。											

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ					
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
			個別の取組内容			個別の取組内容													
87	市町村訪問による周知 （34市町村）	（1） 知通 及学 び路 助等 言に おける 児童等 の安全 の確保 のため の指針 の周	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会や「学校安全教室推進講習会」を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図ることができた。	（1） 知通 及学 び路 助等 言に おける 児童等 の安全 の確保 のため の指針 の周	【推進計画に基づく取組内容】 通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。							各市町村における安全管理・安全教育の充実	学校安全 対策課	47				
																			
							◎通学路等の安全確保について、関係機関との連携 ◎「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の実施 ◎交通安全教育実施市町村（拠点校）の取組の啓発 ◎市町村通学路交通安全プログラムに基づく取組の推進（H31 内容追加）												
88	あんしんFメール発信 件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件	（1） の通 指学 針路 等の 周にお 知及 ける 助児 言童等 の安全 の確保 のため	通学路等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者や保護者、その他の関係者に対して、「通学路等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。	【評価】 指針に基づく活動を実施し、関係者に対する周知を図った。	（1） の通 指学 針路 等の 周にお 知及 ける 助児 言童等 の安全 の確保 のため	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし								不審者情報等の提供により、児童等の安全を確保する。	生活安全 企画課	47			
							【取組への助言】…会議等を通じた効果的・効率的な取組への助言												
							【防犯活動団体に対する情報提供】…あんしんFメール等による不審者情報等の速やかな発信												

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
89	小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実 小学校100%(H27年度末)	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進	① 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【個別の取組内容】 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用ができた。 ・スクールガード・リーダー連絡協議会の開催 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 2 「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上と啓発を図ることができた。	【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会や「学校安全教室推進講習会」を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図ることができた。 【課題等】 スクールガード・リーダーの確保及びスクールガード組織の活動の充実 【第3次計画に向けて(方針)】 継続した取り組みの実施	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 ① 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【個別の取組内容】 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用(スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続実施) 2 防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施モデル校による先進的な取組と啓発 3 各種推進委員会及び「学校安全教室推進講習会」における情報提供 (H29.7追加)	 ◎市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガード組織の活動の充実について働きかけ ◎防犯・生活安全教育及び交通安全教育実施市町村(拠点校)による取組と啓発 (H29.7 内容追加) ◎登下校防犯プランに基づく取組の推進 (H31 追加)					小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)による見守りの充実 小学校100% (R2 追加)	学校安全対策課	48
90	あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件	(2) 進通学路等における児童等の見守り活動の促進	① 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、関係団体等との連携 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、地域活動団体などと連携して、通学路等における登下校時のパトロール活動や見守り活動などの効果的な安全対策を実施します。 【個別の取組内容】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。	【評価】 関係団体との活動を実施し、児童等の安全対策を推進した。 【課題等】 通学路安全の日について周知を図り、地域全体での活動とすること。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(2) 進通学路等における児童等の見守り活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 「通学路安全の日」の実施 2 地域活動団体等による効果的な活動を推進するための不審者情報等の提供	【通学路安全の日の実施】・・・制度への取組と参加者の拡大 【不審者情報等の提供】・・・あんしんFメール等による速やかな情報発信					関係団体等と連携した活動を展開し、効果的な安全対策を推進する。	生活安全企画課	48

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
91	小学校 スクールガード(学校安全ボランティア)組織の充実 小学校100%(H27年度末)	(2) 通 学 路 等 に お け る 児 童 等 の 見 守 り 活 動 の 促 進	②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	【評価】 スクールガード・リーダー連絡協議会を開催し、通学路等の安全の確保のための周知を図るとともにスクールガード組織率の向上を図ることができた。 【課題等】 スクールガード・リーダーの確保及びスクールガード組織の活動の充実	(2) 通 学 路 等 に お け る 児 童 等 の 見 守 り 活 動 の 促 進	【推進計画に基づく取組内容】 ②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。						スクールガード組織率の向上による学校と地域・関係団体等との連携の強化	学校安全対策課	48
			【個別の取組内容】 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用。 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導等の実施 ・スクールガード・リーダ連絡協議会の開催 ・学校安全活動の取組実施 ・市町村へのスクールガード組織活動の充実と促進の啓発を実施			【個別の取組内容】 1 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の継続と効果的な活用（スクールガード・リーダーによる巡回指導等の継続） 2 全ての小学校区で組織されたスクールガード(学校安全ボランティア)の組織の充実と強化 (H29.7追加)	◎市町村教委に、スクールガード・リーダー配置やスクールガード組織の活動の充実について働きかけ							
			◎登下校防犯プランに基づく取組の推進 (H31 追加)											
92	特になし	(2) 通 学 路 等 に お け る 児 童 等 の 見 守 り 活 動 の 促 進	②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	【評価】 関係団体との活動を実施し、児童等の安全対策を推進した。 【課題等】 通学路安全の日について周知を図り、地域全体での活動とすること。	(2) 通 学 路 等 に お け る 児 童 等 の 見 守 り 活 動 の 促 進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						関係団体等と連携した活動を展開し、声かけ運動を浸透させ、地域ぐるみの児童等の見守り活動につなげる。	生活安全企画課	48
			【個別の取組内容】 1 自主防犯組織、教職員、保護者等と連携した通学路における子ども見守り活動を実施した。 2 各防犯活動団体において、青色回転灯装備車を使用した登下校時の通学路パトロールが行われた。 各防犯活動団体等において、積極的な見守り活動が行われた。			【個別の取組内容】 1 「通学路安全の日」への取組 2 防犯活動団体等と連携した声かけ運動 3 地域住民等への声かけ運動の呼びかけ	【通学路安全の日】・・・広報紙等による広報・啓発							
			【防犯活動団体等との連携】・・・防犯活動団体等との情報交換等による連携の促進											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

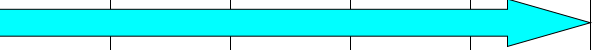
様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
93	あんしんFメール発信件数 H23 147件 H24 121件 H25 202件 H26 166件 H27 158件	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進	②通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体などと連携して、通学路等における児童等への声かけ運動を推進します。	【評価】 各警察署及び少年サポートセンターに配置しているスクールサポーターを中心に、少年非行やいじめの防止に向けた街頭補導活動を継続的に実施。 【課題等】 学校を始めとする関係機関と情報共有を図り、各地域の抱える少年問題の把握。 【第3次計画に向けて（方針）】 数値化の難しい未然防止活動であるが、地域住民の安全安心な暮らしに向け、引き続き実施する。	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						1 少年警察ボランティア等の活動支援（帽子や腕章等の見守り活動に用いる資機材の配布） 2 少年警察ボランティア活動の活性化（教養・研修の実施）	少年女性安全対策課	48
			【個別の取組内容】 各警察署及び少年サポートセンターにおいて、児童生徒の登下校時間帯に合わせた街頭補導活動を計画し、通学路等における児童への声かけを実施。	【個別の取組内容】 変更なし	街頭補導を通じた見守り活動を実施・・・通年									
94	子供110番の家の指定件数 H28. 3末 4, 224件	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進	③セーフティステーション活動の促進 「こども110番のいえ」をはじめとした児童等の緊急避難所（セーフティステーション）が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう、県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対して、不審者情報の提供や防犯指導を行います。	【評価】 子ども110番の家等の参加を呼びかけるとともに、関係機関に対する制度の広報を行った。 【課題等】 効果的な指定と活動状況の把握を行うこと。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(2) 通学路等における児童等の見守り活動の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						地域における児童等の見守り活動の浸透	生活安全企画課	48
			【個別の取組内容】 1 こども110番のいえについて、設置促進の働きかけを行った。 2 こども110番のくるまについて、設置促進の働きかけを行った。 3 学校側との連携による広報に努めた。	【個別の取組内容】 引き続き取り組む。	【個別の取組内容】 1 子供110番の家の効果的な設置 2 事業者等に対するセーフティステーション活動への取組の促進 3 セーフティステーション活動に取り組む事業者等への不審者情報等の提供	【子供110番の家の設置】・・・通学路等を考慮した効果的な設置								
						【セーフティステーションへの取組の促進】・・・各種職域団体への取組の働きかけ								
						【不審者情報等の提供】・・・あんしんFメール等による速やかな情報発信								

様式3

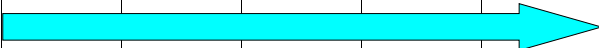
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
95	1 H24緊急合同点検により抽出された要対策箇所639箇所のうち、道路管理者(県)が実施すべき144箇所について、124箇所対策完了。	(3) 通学路等の環境整備の促進	【評価】 ・道路管理者(県)が実施すべき要対策箇所については、対策が順次進んでいる 【課題等】 ・用地買収を伴う歩道整備による対策箇所が残っている 【第3次計画に向けて(方針)】 ・取組を継続する 【個別の取組内容】 1. H24緊急合同点検により抽出された要対策箇所639箇所のうち道路管理者(県)が実施すべき144箇所について、124箇所対策完了。 2. ボランティアの登録団体数による、道路美化作業を行った。	(3) 通学路等の環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 各市町村の通学路安全対策連絡協議会及び通学路交通安全プログラムによる通学路の安全確保に向けた取組の推進	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度	各市町村の通学路安全対策連絡協議会による通学路の安全確保に向けた取組を継続(この取組は、警察、教育委員会、道路管理者等が連携して行うこととなります。) 通学路交通安全プログラムに位置付けられた要対策箇所の解消					通学路における交通事故を防止する。	道路課	48
96		(3) 通学路等の環境整備の促進	【評価】 指定管理者の防犯に配慮した維持管理につなげられている。各土木事務所の維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 継続して、指定管理者及び各土木事務所の維持管理担当者に安全安心まちづくりに関する指針を周知していく。	(3) 通学路等の環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 指定管理者や土木部公園担当職員に対して、公園内の安全確保に向けた取組の促進(H31修正)	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度	 指定管理者や公園担当職員との協議・周知					公園内における犯罪や事故を防止する (H31修正)	公園下水道課	48

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ					
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
			個別の取組内容			個別の取組内容													
97	「学校安全教室推進講習会」における情報共有 通学路等の安全点検の実施	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	【評価】 通学路等の環境整備の促進を図ることができた。 【課題等】 継続した危険箇所の把握 【第3次計画に向けて（方針）】 推進体制の継続と新たな危険箇所の把握・改善への取り組み。	(3) 通学路等の環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。						関係機関の連携の強化と危険箇所の改善	学校安全対策課	48					
			【個別の取組内容】 ・平成24年度に実施された緊急合同点検で抽出された639ヶ所への、その後の対応や推進体制について継続した啓発活動を実施した。			【個別の取組内容】 1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携した状況把握 2 各学校における通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築及び基本方針の策定 3 高知県通学路安全推進委員会における関係機関との連携 (H29.7追加)													
							◎市町村教委に、通学路等の安全点検と情報収集について働きかけ ◎教育委員会・警察・道路管理者の情報共有 ◎市町村通学路交通安全プログラムに基づく取組の推進（H31 内容追加）												
98	特になし	(3) 通学路等の環境整備の促進	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、通学路等の管理者、警察署など関係者が連携して、危険箇所などを把握するとともに、その改善に向けて取り組むよう、働きかけます。	【評価】 通学路等における安全の日見守り活動その他の活動により、関係団体と連携して対応した。 【課題等】 県・市町村と連携した環境整備を行う必要がある。	(3) 通学路等の環境整備の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						児童等の安全を考慮した環境の実現	生活安全企画課	48					
			【個別の取組内容】 1 通学路安全の日において見守り活動を実施した。 2 関係者との連携により、児童等の見守り活動を実施した。 各防犯活動団体等により積極的な見守り活動が行われ、同時に、通学路安全点検も実施された。			【個別の取組内容】 1 防犯活動団体等と連携した危険箇所の点検 2 関係機関との連携による危険箇所の改善	【危険箇所の点検】・・・危険箇所の情報共有												
										【経験箇所の改善】・・・関係機関への積極的な働きかけ									

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
99	声かけ事案等対象の約半数が小学生 ※声かけ事案等発生件数 H26年236件（うち、小学生対象110件） H27年219件（うち、小学生対象102件）	(1) 広報・啓発の充実	テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・構成員向け会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 県庁舎等でのシンボルマーク入りの「通学路安全の日」タペストリーの掲示 5 安全安心まちづくりポスターの募集 6 地域の集まりや会合の場等における犯罪概況、防犯対策、子どもを犯罪から守る取組等に関する出前講座の実施 7 イオンモール高知1階南コートでの「安全安心まちづくりひろば」開催、同イベントにおける犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 8 高知県安全安心まちづくり推進会議総会における、基調講演等による犯罪防止に配慮した生活環境の整備促進の必要性の説明	【評価】 継続して広報活動を実施することができている。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方針）】 広報啓発については、子どもを犯罪から守るために継続的に取り組むべきものであることから、関係機関と連携しながら引き続き取り組んでいく。	(1) 広報・啓発の充実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 ・会報「安全安心まちづくりだより」発行 2 高知県ホームページでの広報 3 RKCラジオでの広報 4 県庁舎等でのシンボルマーク入りの「通学路安全の日」タペストリーの掲示 5 安全安心まちづくりポスターの募集 6 地域の集まりや会合の場等における犯罪概況、防犯対策、子どもを犯罪から守る取組等に関する出前講座の実施 7 「安全安心まちづくりひろば」における、犯罪の発生状況、防犯対策、悪質商法の手口、防犯活動に取り組む団体などについてのパネル展示 8 高知県安全安心まちづくり推進会議総会における、基調講演等による犯罪防止に配慮した生活環境の整備促進の必要性の説明	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1 県民等に県条例や各種防犯指針を周知してもらい、安全安心まちづくり活動気運を向上させ、きめ細かな子どもの見守り活動を展開する。 2 事業者や地域活動団体による安全安心まちづくり活動を活性化させ、自主的な活動を促進させる。	県民生活課	49
100	各市町村での広報の実施 スクールガード・リーダー等の紹介	(1) 広報・啓発の充実	テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 【個別の取組内容】 1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページで公開し、啓発を図った。 2 各学校の防犯教室の開催やスクールガード（見守り活動等の取組についてメディアへの積極的な情報提供を行った。	【評価】 学校安全の取り組みについて広報・啓発を実施することができた。 【課題等】 市町村や学校における学校安全の取組について情報収集が不十分である 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き広報・啓発の充実に努める	(1) 広報・啓発の充実	【推進計画に基づく取組内容】 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 【個別の取組内容】 1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページでの公開 2 各学校の取組についてメディアへの積極的な情報提供						メディアとの良好な関係の構築	学校安全対策課	49

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
101	特になし	(1) 広報・啓発の充実	テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。 【個別の取組内容】 1 HPにより不審者情報の提供を行った。 2 ラジオ等による広報を行った。 3 あんしんFメールによる情報発信を行った。 4 あんしんFメールの登録促進を行った。	【評価】 メディア、広報紙等による広報・啓発活動を実施し、意識の高揚に努めた。 【課題等】 子どもの安全確保に対する効果的な広報活動を実施し、地域ぐるみで子どもを守る意識を高めること。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(1) 広報・啓発の充実	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 広報紙等による子供を守る活動の広報啓発 2 不審者情報の提供	【広報紙等の発行】・・・子供を守る意識の啓発につながる内容の選定 【テレビ、ラジオ等を利用した広報】・・・取組活動等の効果的な報道発表 【不審者情報の提供】・・・ホームページ、あんしんFメール等による速やかな情報発信						地域で子供を守り育てる意識の醸成	生活安全企画課	49
102	児童虐待防止についての気運は徐々に高まってきている。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	① 子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせないという気運を高めるための広報啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載（オレンジリボン運動） 2 11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、ラジオ広報を実施 3 官民協働による「オレンジリボン運動」を実施 ・CM放映 ・たすきリレー ・講演会	【評価】 児童虐待防止についての気運を醸成できている。 【課題等】 1 虐待相談は近年増加しているものの、様々な要因が絡み合っただけの結果であり、当該事業だけをとらえての効果を把握することが難しい。 2 通告・相談を行いやすくするために、平成27年7月より「児童相談所全国共通ダイヤル」（189）が設けられたものの、周知が十分ではない。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き広報を継続し、児童問題に関する意識の啓発と虐待の早期発見に努める。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	継 続 					虐待防止及び虐待が疑われる場合の通告義務についての意識が高まっている。	子ども家庭課	49	

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

地域福祉
政策課

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
103	1 民生委員・児童委員活動への助成(H27) 108,911,850円(45団体) 2 研修会の実施(H27) 会長等、中堅、3年目、2年目、1年目、新任主任児童委員 → 881人 ブロック別研修会 → 1,101人 主任児童委員研修 → 163人	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用	【評価】 民生委員の活動費への助成や、各種研修の実施、広報等により民生委員・児童委員活動へのバックアップを行った。 【課題等】 民生委員・児童委員の負担感の軽減が課題であり、住民への周知等により地域での民生委員活動への理解を進め見守り等の参加者を増やすことや、民生委員等からの相談を民児協事務局や行政等がしっかりと受け止められる体制づくりが必要である。 【第3次計画に向けて(方針)】 1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 3 民生委員活動の住民への周知による理解の促進	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。						誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現	地域福祉政策課	49
			【個別の取組内容】 1 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を行った。 2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施した。 3 活動の際に参考となる内容を取りまとめた全委員に配布している活動ハンドブックを改訂した。 4 県広報番組での民生委員・児童委員活動の紹介		【個別の取組内容】 1 民生委員・児童委員活動費補助金による活動支援 2 知識・技能の修得支援 ・会長等研修の開催 ・中堅研修の開催 ・3年目研修の開催 ・2年目研修の開催 ・1年目研修の開催 ・ブロック別研修会の開催(7ブロックで実施)									
					【活動費助成】 ○民生委員・児童委員活動費に対する助成									
					【研修の実施】 ○地域ニーズに対応するためのブロック別研修や経験年数に対応した研修の実施									
	</													

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
105	○高知県PTA研究大会のPTA参加状況 参加者：326人 「実践発表が今後の参考になった」と回答した参加者：88.1% 「講演が今後の活動の参考になった」と回答した参加者：89% ○小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」の参加状況 参加者：579人 ・研修内容の肯定的評価（大変良い・良い）の割合：80%以上 ・研修会後の単位PTAにおける取組率：80%以上 ○高P地区別研修会での取組 参加者：522人	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	【評価】 PTA会員が、研修会で学んだことを各単位PTAにおいて新たな活動として取組む割合は確実に高まってきた。 【課題等】 学校と家庭の連携やPTA活動の取組状況は地域ごとに差が見られ、子どもを取り巻く様々な課題を全ての県民が共有し、具体的な活動につなげていく必要がある。子どもとの関わりが十分でなかったり、子どもへの接し方に悩みを抱えたりする保護者がいる一方で、PTA活動に参加する保護者は固定化傾向にあり、より多くの保護者の参画を得るための取組が必要である。 【第3次計画に向けて（方針）】 PTAと行政（県・市町村教育委員会）の間で、子どもたちを取り巻く状況や課題を把握・共有するとともに、問題解決に向けたPTAの主体的な活動を推進する。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員（主任児童委員）などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 また、学校支援地域本部の設置及び活動内容の充実に向け、PTAとの協力体制づくりを推進します。 【個別の取組内容】 ○高知県PTA研究大会での取組 ・就学前から高校までの保護者を対象とする高知県PTA研究大会において、非行や問題行動の改善に向けた県教育委員会の取組について説明し、各機関が連携した取組の重要性について理解を深めることができた。 ・小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」で協議を実施。 ○高P地区別研修会での取組 ・生活指導に関わるPTA会員で組織されている高校生育成員の地区別研修会において、いじめ防止に向けた取組やネット問題等に関するテーマで保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。	【PTA教育行政研修会】・・・◎7地区で開催：安芸、幡多、吾川、高岡、土長南国、香美香南、高知市					1 子どもたちの教育課題の解決のために、より多くの保護者がPTA活動に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。 2 PTA・教育行政研修会参加者の研修に対する肯定的評価の割合：90% 3 PTA・教育行政研修会で学んだことを新たな取組みにつなげた単位PTAの割合：90% 4 地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増大し、家庭の教育力が向上している。 5 多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。 ・H31生活リズム名人認定者 14,000以上／年	生涯学習課	49	
			【個別の取組内容】 ○高知県PTA研究大会での取組 ・就学前から高校までの保護者を対象とする高知県PTA研究大会において、非行や問題行動の改善に向けた県教育委員会の取組について説明し、各機関が連携した取組の重要性について理解を深めることができた。 ・小中学校PTAによる「PTA・教育行政研修会」で協議を実施。 ○高P地区別研修会での取組 ・生活指導に関わるPTA会員で組織されている高校生育成員の地区別研修会において、いじめ防止に向けた取組やネット問題等に関するテーマで保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。	【市町村の家庭教育支援の取組促進】											
			○高P地区別研修会での取組 ・生活指導に関わるPTA会員で組織されている高校生育成員の地区別研修会において、いじめ防止に向けた取組やネット問題等に関するテーマで保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。	○高P地区別研修会での取組 ・生活指導に関わるPTA会員で組織されている高校生育成員の地区別研修会において、いじめ防止に向けた取組やネット問題等に関するテーマで保護者・教員がともに協議し、子どもたちの健全育成に向けた課題意識を共有し、同じ方向性をもって取り組むことを確認することができた。	【「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進										
										【早ね早起き朝ごはん県民運動の推進】					

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

人權教育・ 兒童生徒 課、小中學 校課、高等 學校課、特 別支援教 育課	49
--	----

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
106 107 108 109	1. 県教育委員会の関係各課が連携し、各市町村で開催される要保護児童対策地域協議会に参加をして、児童生徒の情報共有を密に行い、緊急対応を要するケースに速やかな対応を行った。 2. 情報の共有しにくい市町村に働きかけて、情報の提供を促すことで、より正確な情報の把握が可能になり、関係機関の連携による児童生徒の見守りが充実してきた。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 【個別の取組内容】 ・要保護児童の実態を把握することで、緊急対応を要するケースについては、県教委から主管部署に緊急な対応を依頼した。要保護児童対策地域協議会に参加する関係者会議において、県教委としての参加態勢等について確認したり、中央児相にも参加してもらい連携を図ったりできた。 ・高知県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関によるいじめ防止対策の取組状況の確認や課題、今後の計画について協議した。 ・平成26年度に「いじめ防止こどもサミット」を実施して児童生徒の代表が情報共有のうえ協議を行い、いじめの防止に向けて【高知家のいじめゼロ子ども宣言】を採択した。	【評価】 ・要保護児童の実態を把握して主管部署に緊急な対応を依頼することで、緊急対応を要するケースについて速やかに対応することができた。 ・要保護児童対策地域協議会に参加する関係者会議において、県教委としての参加体制等について確認したり、中央児童相談所に参加してもらい、連携を図ることができた。 【課題等】 ・要保護児童への対応を検討するために、実態を把握する必要があるが、ケースによっては十分な情報提供が得られない場合がある。 ・各機関ごとに実態の受け止めなどに温度差があり、全てにおいて連携が図られているとはいえず、実効的な支援に結びついていない場合がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 ・要保護児童生徒の進学や転居など必要に応じて情報の提供を速やかに行うなど、各関係機関において連携を図ることで、家族や本人に対して切れ目のない支援を行う。 ・いじめの防止等に関係する機関や団体が連携を図り、適切な支援や対応をとる。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度	各学校におけるいじめ・虐待に関する校内研修等の実施	県教育委員会による各市町村要保護児童対策地域協議会への参加	県教育委員会による状況に応じた要保護児童や学校等への支援の実施	いじめ問題対策連絡協議会の開催による総合的かつ効果的ないじめの防止対策の取組の推進	進学先・転居先に要保護児童の状況を伝達するシステムづくり	1 市町村教育委員会と県教育委員会が連携して、要保護児童やその家庭への適切な支援ができるようになっている。 2 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が図られ、適切な支援や対応ができるようになっている。	人権教育・児童生徒課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	49

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
110	児童相談所での児童虐待相談対応処理件数 H23年度 116件 H24年度 153件 H25年度 181件 H26年度 235件	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 【個別の取組内容】 1 いじめ事案については、少年サポートセンター内に設置したヤングテレフォンや各警察署の警察安全相談電話等により、少年補導職員等がきめ細やかな相談対応に努め、真相究明と事案に応じた適切な対応を図った。 2 児童虐待事案は、市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な参加等あらゆる警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見、児童相談所への迅速かつ確実な通告の実施及び通告後における関係機関と連携した児童の継続的支援に努めた。	【評価】 いじめ事案、児童虐待事案の未然防止に向けて、関係機関と連携した取組を実施している。 【課題等】 児童虐待事案に即応できる部内システムの確立や関係機関との情報共有体制の強化。 【第3次計画に向けて（方針）】 いじめ事案対応と児童虐待事案対応は、いずれも児童の安全に向けて重要な取組であり、別項目に分け、進捗管理する。 また、緊急に対応を要する児童虐待に適切に対応するため、子どもたちを健やかに育てる取組に「児童虐待防止に向けた体制づくり」を取り入れる。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。 【推進計画に基づく取組内容】 1 広報紙等による啓発の実施 2 少年警察ボランティアに対する機関誌の発行	広報紙等による啓発の実施 少年警察ボランティアに対する機関誌の発行 非行防止教室の実施（R2） 啓発リーフレットの配布					関係機関と情報共有を図り、重大事案の未然防止	少年女性安全対策課	49
	いじめに起因する少年事件 H23 4件 H24 5件 H25 9件 H26 2件 H27 1件		(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【課題等】 第2次計画で、いじめ事案対応と児童虐待事案対応は同一項目における取組として取り組んでいたが、いずれも児童の安全に向けて重要な取組であり、別項目に分けて進捗管理する必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 新たに項目を設けて進捗管理する。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ③ 児童によるいじめを防ぐ取組の実施 児童間におけるいじめの発生を防ぐため、教育機関と連携・協働しながら、いじめ防止教室を実施するなど、啓発に取り組みます。 【個別の取組内容】 1 学校と連携したいじめ防止教室の実施 2 講演等で啓発リーフレットの配布	テレビCM、広報紙等による啓発の実施 少年警察ボランティアに対する機関誌の発行							

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

幼保支援課

[illegible]

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

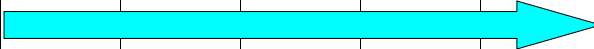
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
113	刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導状況 H23 853人 H24 709人 H25 518人 H26 356人 H27 364人	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	③ ルールや法を守る心を育てる取組の実施 子どもが周りの大人との信頼関係に支えられながら、幼児期から物事の善悪を正しく判断する力を養い、ルールや法を守る心を育みます。	【評価】 地域で抱える少年問題や住民等からの要望に応じたテーマを選ぶ等、工夫を凝らした教室を実施した。 【課題等】 市少年補導センターを始めとする関係機関においても、同様の取組が普及しており、実施率が低下している。 【第3次計画に向けて（方針）】 関係機関と連携しながら、必要に応じて教室を開催する。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ④ ルールや法を守る心を育てる取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	県内の小中学校において非行防止教室を実施					効率的かつ効果的な非行防止教室の実施	少女女性安全対策課	49
			【個別の取組内容】 1 非行防止教室の実施											
114 115 116	・ネット問題をテーマにしたPTA研修等への講師派遣回数：37回 ・「ネット問題」を子どもと大人で考える県民フォーラムの参加者数：約350名 ・学校ネットパトロール：全公立学校を対象とし、中・高は年6回、小・特支は年4回検索を実施	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	④ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。 【個別の取組内容】 ○県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校1年生に啓発リーフレットを、また中学校・高等学校の新入生にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付した。 ○県内全ての小学校4年生の保護者に啓発リーフレットを、また小学校から高等学校までの全ての保護者にネットの適正利用に関するリーフレットを配付した。 ○ネット問題をテーマとしたPTA研修への講師派遣 ○情報モラル教育実践事例集を全ての学校に配付し、研修会等の場で具体的な活用について周知を図った。 ○学校ネットパトロールを実施し、緊急事案については市町村教育委員会や各学校と連携し、早期対応を図った。 ○ネット問題を子どもと大人で考える県民フォーラムを実施。	【評価】 ネット問題に関する研修会や学習会のニーズが増え、教職員や保護者の危機意識は年々高まってきている。 【課題等】 「ネット問題」を子どもと大人で考える県民フォーラムでのアピールを受けて、各学校や地域、家庭で、ネット問題についての具体的な取組を進める必要がある。特に、ネット利用に関するルールづくりの取組をどのように進めていくかが課題である。 【第3次計画に向けて（方針）】 ○児童会・生徒会交流集会を県内5ブロックで実施することにより、学校やPTAにおけるネット利用のルールづくりを進める。 ○リーフレットの活用やPTA研修等への講師派遣を継続することにより、ネット問題に関する保護者への啓発活動を強化する。 ○情報モラル教育実践事例集の活用を促進することで、学校における情報モラル教育の充実を図る。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ⑤ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 ○県内全ての小・中学校、高等学校の新入生の保護者を対象にケータイ・スマホやインターネットの適正利用に関するリーフレットを配付する。 ○県内全ての小中学校・高等学校の児童生徒を対象にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付する。 ○県内全ての小・中学校、高等学校の新入生を対象にSNSの安全な使用に関するリーフレットを配付する。 ○ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師を派遣するなど、教職員や保護者のネット問題に関する認識と対応力の向上を図る。 ○学校における情報モラル教育年間計画に基づく取組の推進と情報モラル教育実践事例集の活用促進を図る。 ○学校ネットパトロールを実施し、ネットトラブルの早期発見・対応を図る。 ○いじめやネットの問題の解決に向けた児童生徒の主体的な取組を促進するため、全県サミット、ブロック別交流集会、各学校や市町村単位での交流会の開催や、「高知家」いじめ予防等プログラムの活用を促す。 ○サミットや交流集会等の開催をきっかけに、インターネットの適正利用に関する、学校やPTA、家庭でのルールづくりを推進する。	県内全ての小・中学校、高等学校の新入生の保護者を対象にケータイ・スマホの適正利用に関するリーフレットの配付	県内全ての中学校・高等学校の新入生対象にSNSの安全な使用に関するリーフレットの配付	ネット問題をテーマにした教職員研修やPTA研修等に講師派遣			各学校やPTA等において、インターネットの危険性についての理解が進み、ネット利用に関するルールづくりとその遵守が徹底されている。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校（PTA含む）の割合 小学校：80%以上 中学校：90%以上 高等学校：90%以上	人権教育・児童生徒課課、小中学校課、高等学校課	49
学校における情報モラル教育年間計画に基づく取組の推進と情報モラル教育実践事例集の活用促進			学校ネットパトロールの実施											
ストroppいじめ！「高知家」児童会・生徒会サミットを開催	各学校や市町村単位で、いじめやネットの問題をテーマに交流会を開催	県内5ブロックで児童会・生徒会交流集会を開催	各学校や市町村単位で、いじめやネットの問題の取組をテーマに交流会を開催 「高知家」いじめ予防等プログラムの活用促進											
インターネットの適正利用に関する、学校やPTA、家庭でのルールづくりの推進														
ネットに関する教材作成委員会による教材の作成														

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
117	児童の福祉を害する 事件の被害少年数 H23 43人 H24 56人 H25 60人 H26 50人 H27 50人	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組 み	④ 子どもがネット上のトラブルに巻き込まれない取組の実施 インターネットや携帯電話などの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、実態把握に努めるとともに、携帯電話などにおけるフィルタリングの普及や情報に関するモラルの教育を行います。	【評価】 非行防止教室等においてインターネットモラルやインターネットの危険性について講義を行った。 【課題等】 専門的な講義をすることのできる人材の育成 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組んでいく。	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組 み	【推進計画に基づく取組内容】 非行防止教室等においてインターネットの危険性について講義の実施 スマートフォンなどの普及が急速に進む中で、子どもが被害者にも加害者にもならないようにするため、フィルタリングの普及やインターネット安全利用の啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 非行防止教室等に合わせた講話の実施 2 関係機関と連携し、インターネットトラブルに関する情報共有を図る。	非行防止教室等に合わせた講話の実施					インターネットを巡る犯罪被害の未然防止	少女女性安全対策課	50
			【個別の取組内容】 非行防止教室等の実施に併せた取組みを行い、スマートフォンの普及等に併せた児童、保護者に対する啓発活動を実施した。											
118	「学校安全教室推進講習会」の毎年開催 平成27年度128名参加	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組 み	⑤ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。	【評価】 「学校安全教室推進講習会」により学校安全についての情報提供を行うことができた。 【課題等】 研修会への参加者の減少 【第3次計画に向けて（方針）】 子どもが犯罪に巻き込まれない力を育成する研修会等の取組を継続して実施する。	(2) 子 ど も た ち を 健 や か に 育 て る 取 り 組 み	【推進計画に基づく取組内容】 ⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 【個別の取組内容】 1 子どもの安全対応能力の向上を図る「高知県安全教育プログラム（生活安全編）」に基づく安全教育の推進 2 「学校安全教室推進講習会」における安全教育の成果発表 (H29.7追加)						子どもたちの危険予測・危険回避能力の向上	学校安全対策課	50
			【個別の取組内容】 1 子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」を開催し、防犯意識の向上を図ることができた。											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
119	児童の福祉を害する事件の被害少年数 H23 43人 H24 56人 H25 60人 H26 50人 H27 50人	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	⑤ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を察知し回避できる能力を育成するため、誘拐被害防止教室などの取組を行います。 【個別の取組内容】 県下の小・中・高校等において、本部少年課（少年サポートセンター）及び各署の警察職員等がインターネットの利用に伴う犯罪被害の防止について講話を行い、インターネットの危険性や正しい利用方法について説明した。また、フィルタリングの必要性についても説明し、フィルタリングサービスの利用促進を図った。	【評価】 平成27年度中、少年サポートセンターでは県内小・中・高校等に対し、フィルタリング啓発の講話120回を実施した。 【課題等】 SNSの普及によって生まれるいじめ問題等、新たな少年問題に対応した講話を行っていく必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 児童のスマートフォン保有率が高まっていることから、フィルタリング啓発はますます重要となり、引き続き取り組む。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ⑥ 犯罪に巻き込まれない力を育成する取組の実施 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	県内の小・中・高校においてインターネット利用に関する犯罪被害防止教室を実施					インターネット利用にかかる犯罪被害防止教室の実施	少女女性安全対策課	50
120	●子どもと家庭の110番での相談件数 H23:225件 H24:141件 H25:179件 H26:132件 H27:94件	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	⑥ 親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。 【個別の取組内容】 子どもと家庭の110番での電話相談対応を実施	【評価】 家庭と地域の児童養育の支援に寄与した。 【課題等】 児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は、前年度に比べ減少しているため、更なる周知が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 相談窓口の周知を行い、子育て支援を継続する。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ⑦ 親の子育て力を高めるための支援 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	継 続 					子どもや保護者の心に寄り添った支援ができています。	子ども家庭課	50

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
121	○親の子育て力を高めるために、保護者や保育者への講話やワークショップなどを実施 ・保護者研修 H24 52回 H25 48回 H26 52回 H27 39回 ・保育者研修 H24 59回 H25 55回 H26 56回 H27 56回 ○保護者の一日保育者体験 ・H27年度末の新規実施園の累計 82園 ○3歳児保護者を対象に基本的生活習慣に関する学習会等の実施 H27 264園	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話やワークショップなどにより児童養育を支援します。	6c	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	【推進計画に基づく取組内容】 ⑦親の子育て力を高めるための支援 変更なし						○良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わる姿が多く見られるようになる。 ○親育ち支援の必要性や支援方法について保育者の理解が深まり、各園における保護者への支援の充実が図られる。 ○食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣の改善が進んでいる。	幼保支援課	50
			【個別の取組内容】 ○保護者研修 ・保護者への講話やワークショップの実施 ・保護者の一日保育者体験 ○保育者研修 ・保育者へ講話やワークショップ、事例研修の実施 ・親育ち支援保育者実践交流会 ・親育ち支援スキルアップ講座 ・親育ち支援保育者専門研修 ○基本的生活習慣の定着に向けた取組 ・基本的生活習慣に関する講演会及び説明会の実施 ・保育所、幼稚園等で保育者が3歳児保護者を対象にパンフレットを活用した学習会等を実施			【個別の取組内容】 ○保護者研修 ・保護者への講話やワークショップの実施 ・保護者の一日保育者体験 ○保育者研修 ・保育者へ講話やワークショップ、事例研修の実施 ・親育ち支援講座 ・親育ち支援実践交流会 ・親育ち支援保育者専門研修 ・親育ち支援地域別交流会 ○基本的生活習慣の定着に向けた取組 ・保育所、幼稚園等で保育者が3歳児保護者を対象にパンフレットを活用した学習会等を実施 ・基本的生活習慣の取組強調月間の実施	保護者研修（講話・ワークショップ）、保育者研修（講話・ワークショップ・事例研修）の実施							
			親育ち支援実践交流会・親育ち支援保育者専門研修の実施											
			親育ち支援地域別交流会の実施											
			保護者の一日保育者体験の実施											
			基本的生活習慣に関する保護者用パンフレットを活用した取組の普及											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
122	刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導状況 H23 853人 H24 709人 H25 518人 H26 356人 H27 364人	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	⑥親の子育て力を高めるための支援 子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族などに対して、講話や相談などにより児童養育を支援します。	【評価】 少年サポートセンターの相談窓口を広報することにより、同センターの立ち直し支援活動について、広く県民に周知できている。 全国的に少年非行は低年齢化傾向にあると言われていることから、引き続き親子の絆教室を実施する必要性が高まっている。 【課題等】 地域住民のニーズに応じた内容の教室を開催すること。 【第3次計画に向けて（方針）】 いずれも県内の少年非行抑止対策にとって重要な取組であることから、引き続き実施していく。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ⑦親の子育て力を高めるための支援 変更なし						1 保護者への周知による相談活動の推進 2 「親子の絆教室」の実施 3 担当者の専門知識・技能の向上	少年女性安全対策課	50
			【個別の取組内容】 1 ラジオ、ミニ広報紙等を活用した少年相談の広報・定期的にラジオ広報を行っているほか、相談機関である少年サポートセンターを照会するリーフレット等を作成し、様々な機会を捉えて配布した。（本部少年課） ・各署が定期的に発行するミニ広報紙に、それぞれの相談窓口を掲載した。 2 「親子の絆教室」の実施 ・県内の幼稚園・保育所において、警察職員が園児の保護者等に対し、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、幼少期からの規範意識の情勢を図った。			【個別の取組内容】 変更なし	ラジオ、広報紙等を活用した非行防止活動の広報							
						県内の幼稚園、保育園において「親子の絆教室」を実施。				「親子の絆教室」は3年計画で実施しており、必要に応じて見直しを行う。				

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
123	H27 ○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置 ・放課後児童クラブ153カ所（うち高知市80カ所） ・放課後子ども教室136カ所（うち高知市29カ所） ○学校支援地域本部の設置 25市町村43本部92校	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	⑦子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 放課後や週末などに学校の余裕教室や地域において、学習支援やスポーツ、文化活動または地域住民との交流活動を行うなど、子どもの安全で安心な居場所づくりを推進します。	【評価】 全小学校区の約9割に、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置されている。 また、学校支援地域本部の設置は年々増加しており、平成28年度からは、34市町村で取組が始まっている。 【課題等】 市町村や学校・子ども教室等によって、地域との連携活動の内容に差がある。 人口減少や高齢化が進む中、学校等を支援する人材の育成・確保が必要である。 【第3次計画に向けて（方針）】 学校と地域の連携・協働のさらなる拡大に向けて、引き続き、学校支援地域本部の設置促進に取り組むとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、様々な活動を支援する。 また、放課後学び場人材バンクの拡充により、学校の活動を支援する地域人材を確保し、活動内容の一層の充実を図っていく。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取り組み	【推進計画に基づく取組内容】 ⑧子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりの推進 学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するとともに、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。	◎市町村等が行う地域学校協働活動等を支援 ・設置促進及び活動内容の充実 ・「運用の手引き／モデル事例集」の活用 ・市町村及び学校等訪問、取組状況調査等					学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれる風土ができています。 学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校の様々な活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。		
			【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ①運営等補助（うち高知市） ②児童クラブ施設整備への助成 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成 ⑤放課後学び場人材バンク ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成（学校支援、家庭教育支援合同） 2 学校支援地域本部等事業 ・未実施市町村の訪問 ・事業実施市町村の訪問 ・事業効果、課題の検証 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 ・市町村の取組への助言・支援			【個別の取組内容】 1 放課後子ども総合プラン推進事業（子ども教室、児童クラブ） ①運営等補助 ②児童クラブ施設整備への助成 ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免、児童クラブの開設時間延長への支援 ⑤学び場人材バンクによる人材発掘・登録・マッチング等 ⑥支援員等の資質向上に向けた研修会の開催 2 学校支援地域本部等事業 ①運営等補助 ②設置促進及び活動内容の充実 ・学校地域連携推進担当指導主事の配置 ・「運用の手引き／モデル事例集」を活用し、効果的な取組方法を助言 ・未実施校、事業実施市町村等の訪問 ・事業効果、課題の検証 ・H29モデル校、H30市町村推進校の取組のノウハウを生かし、設置計画に基づいた「高知県版地域学校協働本部」の取組を推進（H31追加） ・H29年度末に作成した「高知県版地域学校協働本部（モデル事例集）」の活用 ・H31年度末に作成する「地域コーディネーターハンドブック」の活用（H31追加）	◎国が示す「放課後児童クラブ運営指針」等を市町村等に周知徹底							
			◎学び場人材バンクによる支援											
			・「高知県版地域学校協働本部（モデル事例集）」の活用											
			・高知県版地域学校協働本部（モデル校）の取組支援											
			・高知県版地域学校協働本部（市町村推進校）の取組支援											
・「地域コーディネーターハンドブック」の活用（H31追加）														
・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援（H31追加）														

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策3 子どもの安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
124 125 126 127	1. 学校警察連絡制度が全市町村で実施されており、非行や不良行為の減少につながっている。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	⑧ 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。	【評価】 ・本制度の運用により、問題行動の未然防止に成果が表れた。県立学校においては、深夜徘徊など学校外での問題行動の発生件数が減少している。 【課題等】 ・個人情報の漏えい防止。 ・制度の的確な運用。 【第3次計画に向けて（方針）】 ・ガイドラインに則り、制度の適正な運用に努めながら、警察と学校の連携を深める。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	【推進計画に基づく取組内容】 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	高知県学校・警察連絡制度の適正な運用					県内全市町村で高知県学校・警察連絡制度が実施され、児童生徒の問題行動等の予防や再発防止が進み、健全な育成が促進されている。	人権教育・児童生徒課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課	50
			【個別の取組内容】 学校・警察連絡制度を通じて、学校・警察・保護者の連携が進み、非行件数、不良行為件数は減少傾向にある。											
128	刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導状況 H23 853人 H24 709人 H25 518人 H26 356人 H27 364人	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	⑧ 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、保護者が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、保護者との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。	【評価】 少年非行対策全般に亘り、教育機関との連携が図れている。 【課題等】 学校警察連絡制度の継続に向け、学校警察連絡協議会等で、適切な運用について協議を重ねる。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き、教育機関と連携した取組を行う。	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組	【推進計画に基づく取組内容】 ⑨高知県学校・警察連絡制度の適正な運用による学校と警察、地域が連携した子どもへの支援 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用により、学校と警察、地域との連携を強化するとともに、相互理解を深めて、問題行動等の発生及び再発の防止に努め、子どもの健全育成に取り組みます。 【個別の取組内容】 1 高知県学校・警察連絡制度の適正な運用を図る。 2 相互理解を深めるため、教育機関の他、警察ボランティアを始めとする地域住民との連絡協議会を開催する。	◎問題行動の発生及び再発の防止 ◎教育機関等と連絡協議会の開催 ◎学校・警察連絡制度の適正な運用					1 関係機関と情報共有を図り、児童の問題行動について把握する。 2 問題行動の再発防止体制を構築する。	少年女性安全対策課	50
			【個別の取組内容】 1 学校・警察・保護者の連絡協議会の開催 各警察署において、各地区の学校と警察で組織する「学校警察連絡協議会」の総会を開催し、相互の理解を深めた。 2 学校警察連絡制度の適正な運用の徹底 平成23年9月に警察本部と高知県教育委員会の間で協定を締結して以降、平成27年3月までに、県下34市町村教育委員会、1学校組合教育委員会、2国立学校、9私立学校と協定を締結した。											

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

[illegible]

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

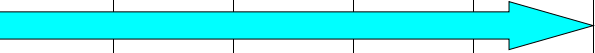
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
131	H27年度に県立消費生活センターに寄せられた消費生活相談（3,075件）の状況 ①60歳代以上の占める割合は34.8% ②投資商品に関する相談（15件）の60%が60歳以上 契約金額：最高2,000万円 既支払金額：最高2,000万円 総額6,160万円 ③劇場型勧誘トラブルに関する相談（17件）の88.2%が60歳以上	(2) 高齢者の見守り活動の推進	②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の配信 3 暮らしのサポーターフォローアップ研修 見守り者などに情報提供することで、高齢者により身近な方から啓発することができた。	【評価】 継続的に多様な活動を行うことにより、消費者トラブルの早期発見や被害の予防に、一定つながっていると思われる。 【課題等】 高齢者の中には、認知症や孤立の問題があることも多く、地域包括支援センター等の関係機関との連携も重要となっている。 また、消費者トラブルには、最新の話題にかこつけた劇場型勧誘の被害などもあることから、県内の最新事例をもとに被害防止を啓発する情報をより早期に、適切なタイミングで発信することが重要となっている。 【第3次計画に向けて（方針）】 多角的な情報収集に努め、得られた情報等をもとに、効果的に高齢者や見守り者等に提供できるよう、取組を継続する。	(2) 高齢者の見守り活動の推進	【推進計画に基づく取組内容】 ①地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 変更なし。 【個別の取組内容】 1 出前講座の開催 2 地域見守り情報の配信 県内の最新事例を題材とした情報提供を積極的に行う。 3 暮らしのサポーターフォローアップ研修による活動支援 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築支援（H31.4追加）						1 出前講座で事例等を知ることにより、高齢者の消費者トラブルに対する意識を高める。 2 暮らしのサポーターによる地域での見守り活動が行われることで、高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐ。	県民生活課	51
132	各地区の地域安全アドバイザー等と連携した高齢者安全安心教室等を開催し、特殊詐欺等の被害防止のための啓発活動を実施している。	(2) 高齢者の見守り活動の推進	②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。 【個別の取組内容】 1 各署において地域安全アドバイザー、高齢者交通安全推進員等と連携し、高齢者訪問活動等を実施した。 2 各署において高齢者安全教室等を実施した。	【評価】 地域安全協議会等と連携し、講習会の開催、他団体の開催する講座等への参加により、高齢者に対する被害防止活動を実施した。 【課題等】 講習会、講座等へ参加する機会のない高齢者に対する被害防止活動の充実 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(2) 高齢者の見守り活動の推進	【推進計画に基づく取組内容】 ① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 地域活動団体等と連携して、高齢者が特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないための防犯教室等を開催します。 【個別の取組内容】 高齢者安全教室等の開催						高齢者へ被害防止策を浸透させ、高齢者の犯罪被害を防止する。	生活安全企画課	51

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

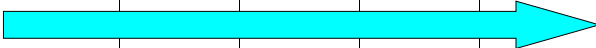
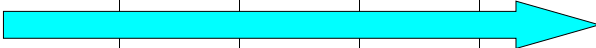
重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
133	特になし	(2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進	②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 高齢者をターゲットにした架空請求や悪質商法などによる被害を防ぐための講習会などを開催するほか、地域活動団体の協力を得て、個別訪問などによる情報の提供や啓発を行います。	【評価】 地域安全アドバイザー、交番・駐在所連絡協議会員等と合同パトロールを実施し、また、民生委員や金融機関、郵便局等と連携し特殊詐欺犯罪防止のミニ広報紙及びチラシ等による被害防止活動を展開した。 【課題等】 交番・駐在所連絡協議会など警察協力団体のメンバー自体の高齢化。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き、地域警察として各種管内企業や学校等と連携した活動の場を増加し、地域一帯となった見守り活動を強化推進する。	(2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進	【推進計画に基づく取組内容】 ① 地域活動団体等と連携した見守り活動の実施 特殊詐欺等の被害防止活動を推進するため、関係機関との合同による個別訪問や高齢者の多数集まる会合等で講習会等を開催するなどし、情報の提供や啓発活動を行います。 【個別の取組内容】 毎月の活動計画で「巡回連絡専従日」を設定し、高齢者方訪問時に悪質商法、特殊被害防止等の防犯指導を行い、地域警察官の作成したミニ広報紙等により最新の犯罪手口等の情報提供を行い被害防止を呼びかけます。						1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保	地域課	51
			街頭活動の強化と巡回連絡、高齢者宅訪問活動の強化・・・通年											
			自治体、防犯活動団体との連携強化による広報啓発活動の徹底・・・通年											
134	1 高齢者人口、要支援者の増加及び介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターの業務が増加している。 2 地域包括支援センターでは、専門職の確保や支援困難事例の増加といった課題がある。	(2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進	③地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に関する行政機関、福祉保健所、医療機関、NPO、老人クラブなどのネットワークが行う高齢者の見守り活動に対し、情報の提供などの支援を行います。	【評価】 ・すべての市町村で地域ケア会議を開催し、高齢者の見守り等の支援について検討することができている。 ・スキルアップのステージに対応した研修を実施し、職員が必要な知識、技術を身につけることができた。 【課題等】 地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関としてコーディネート機能が発揮できるよう引き続き支援が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 ・ガイドラインを活用した地域ケア会議の充実支援等、具体的な取り組みを通じた支援を行う。 ・受講者のレベルに応じた研修を実施する。	(2) 高 齢 者 の 見 守 り 活 動 の 推 進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 地域包括支援センター職員等への研修（29.7修正） 2 地域ケア会議の充実、支援（29.7追加）						・職員が必要な知識、技術を身につけることができる。	長寿社会課	51
														
			研修会の実施											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
135	地域住民と連携協力を進め、開かれた施設運営に取り組めている事業所が少ない	(3) 障害者の見守り活動の推進	①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。	(3) 障害者の見守り活動の推進	【推進計画に基づく取組内容】 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。							障害者が地域で安心して暮らせる環境の実現。	障害福祉課	52
			【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。			【個別の取組内容】 障害者が犯罪等の被害に合わないよう、市町村や関係機関に対する研修等の実施や、相談体制の充実に取り組む。 事業所が地域に開かれた施設運営を行い、地域住民と日ごろから交流を進めることで不審者の発見等防犯体制の強化に取り組むよう、実地指導時を中心に助言を行う。									
136	障害者施設(学校等を含む。)における不審者対応訓練実施数 H27 137回	(3) 障害者の見守り活動の推進	①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活できるよう、市町村や事業者などが連携して行う障害者の障害特性に配慮した見守り活動を促進します。	【第3次計画に向けて（方針）】 この項目は削除し、新たに(3)③市町村や事業者等の行う障害者のための防犯活動の支援 市町村や事業者等と連携し、不審者対応訓練、障害者特性に配慮した適切な情報の提供等に努めます。 を加える。 【課題等】 警察として取り組むことのできる内容を選定し、取組が実効のあるものとする必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村や事業者等と連携して実際に活動に取り組む。	(3) 障害者の見守り活動の推進	【推進計画に基づく取組内容】 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 市町村や事業者等による障害者施設等における不審者対応訓練等の防犯訓練への支援を行います。							不審者対応訓練、施設点検等を実施し、障害者施設の利用者の安全を守る。	生活安全企画課	52
			【個別の取組内容】 1 障害者、ヘルパー等に限定した教室等は行っていないため、今後、情報の伝達方法を模索する必要がある。 2 地域安全ニュースによる広報活動を実施した。 実施結果により生じる成果については把握できていない。			【個別の取組内容】 障害者施設等における不審者対応訓練の実施									

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
 基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
137	読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供が必要。	(3) 障害者の見守り活動の推進	②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	【評価】 防災対策マニュアルの作成により、各障害福祉サービス事業所等がそれぞれの事業所の立地条件や災害の際の危険性を把握し、対応策の検討、利用者への周知が図られた。 4 まだ十分ではないため、点字での対応が難しい場合は、拡大文字にしたり読み上げるなど、個々に工夫することが必要。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 1及び2 居宅系を除く全ての障害福祉サービス事業所等で、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアルが作成されるよう指導していく。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか実地指導時に確認していく。 4 読み仮名や文字の拡大、点字化や音声化など、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、事業者等に周知・啓発を行う。	(3) 障害者の見守り活動の推進	【推進計画に基づく取組内容】 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。 【個別の取組内容】 市町村が、障害者に受給者証交付等を行う場合に、障害の特性に配慮した工夫を行うよう、市町村担当者等において周知していく。 事業者は、障害福祉サービスを提供する場合に、重要事項説明書や契約書等について、障害者の特性に応じて、拡大文字版、点字版、テープ版の作成や、電子媒体で提供などの工夫をするよう、事業所を集めた集団指導の際に周知を行う。						傷害特性に配慮した情報が提供される体制の確立。	障害福祉課	52
			【個別の取組内容】 福祉指導課と共に、社会福祉施設防災対策指針に基づく防災対策マニュアル、事故防止マニュアル、感染症予防マニュアルなどの策定及び取組状況については実地指導の際、確認。 障害保健福祉市町村担当者会(6月)において周知した。			市町村担当者会や集団指導時において、障害特性に配慮した情報提供がなされるよう周知								
138	障害者からの消費生活相談状況の把握は困難であるが、全国の相談情報で見られる事例(1)聴覚障害者間でのマルチ商法に関するトラブルの多発(2)視覚障害者が契約書の内容確認が困難なことに付け込まれ、一方的な契約をさせられていた事例	(3) 障害者の見守り活動の推進	②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の被害に遭わないために、障害者特性に配慮した適切な情報の提供などに努めます。	【評価】 「安全安心まちづくりニュース」は、テキスト版で公開しており、視覚障害者に一定配慮したものとなっている。 【課題等】 様々な障害や障害の程度がある中で、障害の特性に配慮した多様な情報提供に取り組むことが必要。 【第3次計画に向けて(方針)】 様々な障害の特性に配慮した多様な情報提供に取り組むことを検討する。	(3) 障害者の見守り活動の推進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 広報紙「安全安心まちづくりニュース・くらしネットkochi」のテキスト版公開(H29.7追加) 2 啓発冊子「くらしの豆知識」のDAISY図書の配布(H29.7追加)	【安全安心まちづくりニュース・くらしネットkochi】・・・◎発行回数 年度4回 ◎ホームページ上でテキスト版を公開					障害者に配慮した情報提供を継続的に行い、消費者トラブル未然防止に対する意識の向上を図る。	県民生活課	52
			【個別の取組内容】 広報紙「安全安心まちづくりニュース」のテキスト版公開			【くらしの豆知識】・・・DAISY図書の配布								
							出前講座の開催							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容			市町村における「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築支援（H31.4追加）					
					3 山形県産の卵産卵（H29.4追加） 4 市町村における「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の構築支援（H31.4追加）									

様式3

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
139	強制わいせつ事件認知件数 H27 15件 H26 21件 H25 24件 H24 31件 H23 33件	(4) 女性 の 犯罪 被害 回避 に 関 する 取 組	②防犯教室等の実施 女性がちかんと暴行などの被害に遭わないために、要望に応じて、防犯教室や護身術など実践的な訓練を実施します。 【個別の取組内容】 1 女性を対象とした防犯教室を開催し、併せて護身術の教養を行った。 2 要望に応じて防犯教室を行い、女性に対する被害防止啓発を行った。	【評価】 要望に応じて、女性を対象とした防犯教室等を開催した。 【課題等】 取組を広報し、拡大すること。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(4) 女性 の 犯罪 被害 回避 に 関 する 取 組	【推進計画に基づく取組内容】 ①防犯教室等の実施 女性がちかんと暴行などから身を守るための防犯教室等を要望に応じて実施します。 【個別の取組内容】 女性を対象とした防犯教室の開催	【防犯教室の開催】・・・防犯対策、被害回避に対する意識の高揚					防犯教室への参加を通じ、防犯対策、被害回避に対する意識の高揚を図り、性的な被害を未然に防止する。	生活安全企画課	52
140	強制わいせつ事件認知件数 H27 15件 H26 21件 H25 24件 H24 31件 H23 33件	(4) 女性 の 犯罪 被害 回避 に 関 する 取 組	②地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんのぞきなど女性を対象とした事犯の多発時期や多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見守り活動を実施します。 【個別の取組内容】 ちかんとわいせつ事案の発生に対して、タイムリーな「交番速報」等を発出して住民に周知し、地域住民への情報提供を図った。	【評価】 交番速報等により不審者情報を地域住民に広報することができた。 【課題等】 被害対象者への広報が十分にできているか、検証ができていない。 【第3次計画に向けて(方針)】 被害に遭う確立の高い、女子学生や夜間の通行者に対し効果的な広報活動が出来るよう、コンビニの警察掲示板への速報の掲示や学校等への広報の必要がある。	(4) 女性 の 犯罪 被害 回避 に 関 する 取 組	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	◎街頭活動の強化と巡回連絡、女性に対する防犯啓発活動の強化・・・通年 ◎自治体、防犯活動団体との連携強化による広報啓発活動の実施・・・通年					1 訪問活動の強化による見守り活動 2 街頭活動の強化による「安全・安心」の醸成 3 高齢者・女性・子どもの安全確保	地域課	52

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
141	【配偶者暴力支援センター】月毎実件数 (DV相談件数) 27年度 411件 26年度 389件 25年度 419件 24年度 532件 23年度 579件 (DVIによる一時保護件数) 27年度 31件 26年度 27件 25年度 27件 24年度 67件 23年度 61件 【男女共同参画センター「ソーレ」】のべ件数 (女性からのDV相談) 27年度 70件 26年度 66件 25年度 80件 24年度 106件 23年度 71件 (男性からのDV相談) ※加害含む 27年度 10件 26年度 25件 25年度 11件 24年度 10件 23年度 5件	(4) 女性 の 犯 罪 被 害 回 避 に 関 する 取 組	④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。 【個別の取組内容】 1 ブロック別DV関係機関連絡会議の全ブロック（5ヶ所）開催 2 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会開催 3 市町村における広報強化のための広報文案及び啓発素材の提供 4 民間支援団体との連携 ・女性支援団体と連携した、相談カード、啓発用チラシ・ポケットカードの作成及び配布 ・国際ソロプチミストとの連携による高知城パープル・ライトアップ ・民間シェルターへの補助 1ヶ所	【評価】 市町村や警察をはじめとした関係機関との連携を深めるために、ブロック別DV関係機関連絡会議を県内5ヶ所で開催することで、お互いに情報共有、課題の共有による関係の深化が図れた。 民間の女性支援団体の協力を得て、連携した広報啓発を行うことができた。 【課題等】 市町村の抱える様々な課題の中では、DVIは件数も少ないことから、DVIに関する市町村の温度差が大きい。 【第3次計画に向けて（方針）】 市町村への効果的な働きかけや連携方法を工夫していく。 女性保護支援団体の協力を得て、更に連携を深めた啓発・広報を実施していく。	(4) 女性 の 犯 罪 被 害 回 避 に 関 する 取 組	【推進計画に基づく取組内容】 ③DVの防止及び被害者の保護 変更なし。 ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 DV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会の開催 市町村への広報文案及び啓発素材の提供 民間支援団体と連携した広報・啓発、一時保護の実施						・「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることが県民に広く認識されている。 ・地域における見守り体制が出来、DV被害者の早期発見・早期対応が図られている。	人権・男女 共同参画 課	52
	DV事案認知件数 H27末 178件 H26末 185件 H25末 168件 H24末 92件	(4) 女性 の 犯 罪 被 害 回 避 に 関 する 取 組	④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係機関や民間支援団体等と連携して、DV防止のための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。 【個別の取組内容】 1 関係機関や民間支援団体等との連携体制の確立により被害防止措置を行った。 2 相談・保護等に対して適切な実施をした。	【評価】 関係機関や民間支援団体等との連携体制の確立により被害防止措置をとるとともに、相談等に対する適切な対応を行った。 【課題等】 被害者の安全確保に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(4) 女性 の 犯 罪 被 害 回 避 に 関 する 取 組	【推進計画に基づく取組内容】 ③DVの防止及び被害者の保護 変更なし。 ◎関係機関や民間支援団体等の連携体制の確立 ◎相談・保護等の適切な実施						1 県民による安全安心まちづくり活動の気運の向上 2 女性の危機管理意識の醸成 3 犯罪発生の抑止		

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
143	宿泊施設の事務所や客室などを対象とした窃盗事件の認知件数 H27 なし H26 2件 H25 1件 H24 1件 H23 1件	(1) 安全情報の提供	①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、旅館・ホテル・観光施設などの関係事業者の協力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状況や危険箇所などの地域の安全情報を提供します。	【評価】 ホームページへの不審者情報の掲載、防犯情報の発信を行った。 【課題等】 観光事業者との連携が欠かせない。 【第3次計画に向けて（方針）】 観光事業者等との連携が欠かせない取組であり、この項目と次の②を組み合わせた活動を行う。	(1) 安全情報の提供 【推進計画に基づく取組内容】 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等の安全を確保するため、観光事業者が自主的な防犯対策を行うことができるよう、また観光旅行者等が危険を回避することができるよう、犯罪の発生情報等を提供します。 【個別の取組内容】 犯罪発生情報等の提供						観光旅行者等が犯罪の発生情報を知ることのできる環境を整備し、犯罪被害を防止する。	生活安全企画課	53		
			【個別の取組内容】 県警ホームページへの不審者情報の掲載を行った。			【犯罪情報等の提供】・・・あんしんFメール、広報紙、ホームページ等による情報提供									
144	本県を訪れる外国人は、大型客船が寄港する機会等により増加傾向にあり、今後、日本語を解さない外国人が犯罪被害に遭うケース等の増加が予想される。	(1) 安全情報の提供	③外国人観光客に対する安全情報の提供	【課題】 日本語を解さない外国人も他の観光客と同じく安全安心な環境で観光してもらうため、外国語に翻訳した事件事故等の安全情報を提供し、通報、相談、届出等にも対応できる体制等を整備することが重要である。 【第3次計画に向けて（方針）】 閲覧により理解できる情報（ホームページへの掲載、窓口への資料設置等）のほか、直接応対する際の意思伝達に必要な資料や資機材の整備、通訳体制の確保等に取り組む。	【推進計画に基づく取組内容】 ②外国人観光客に対する安全情報の提供 日本語を解さない外国人観光旅行者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、外国人観光客に対する安全情報の提供により安全の確保を推進します。 【個別の取組内容】 1 コミュニケーション支援のための資料・資機材の整備 2 防犯・防災等に資する情報の提供 3 通訳人材の確保及び能力向上に係る研修等の実施						安全情報の提供等日本語を解さない外国人とのコミュニケーションの円滑化を図る各種取組により、当該外国人が安心して本県を訪れることができる環境の整備に繋がる。	警務課	53		
						コミュニケーション支援のための資料・資機材の整備								防犯・防災等に資する情報の提供	

様式3

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
145	防犯対策を実施している施設割合 39/44 (88.6%) 防犯教育を実施している施設割合 11/44 (25.0%)	(2) 従業員等に対する防犯教育の促進	観光事業者などが自主的に実施する従業員研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観光事業者などに働きかけます。 【個別の取組内容】 県内の主要観光施設に対して、防犯対策や防犯教育を進めるための周知・啓発を行った。	【評価】 防犯についての意識は高まりつつあり、対策を講じる施設が増えた。 【課題等】 施設運営について、民間企業等が管理運営している施設が多く、周知を行っても、実際の取り組みに結び付いていない。 【第3次計画に向けて(方針)】 防犯教育を実施するための資料提供を行うなど、取り組みの充実を図る。	(2) 従業員等に対する防犯教育の促進	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 引き続き、外国人や高齢者、障害者、子どもなどを含めた観光客の安全を確保するよう、観光関連事業者に対して、防犯教育の必要性や教育を行うための情報提供をすることで取組を進めます。	観光事業者などへの意識づけ(周知)、防犯教育実施の要請					防犯教育を実施した観光事業者割合(数)の増	観光政策課	53

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
146	1 道路担当者会において周知した。	(1) 造犯、罪設の備防等止にに配するし指した針道の路周等知の構	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 開催した道路担当者会において周知した。	【評価】 ・定期的に周知している 【課題等】 ・特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 ・取組を継続する	(1) 造犯、罪設の備防等止にに配するし指した針道の路周等知の構	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 担当者会等で周知を図る。	道路担当者会等で周知を図る					犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。	道路課	54
147	1 県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。	(1) 造犯、罪設の備防等止にに配するし指した針道の路周等知の構	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 県都市計画主管課長会において、指針の周知を行った。	【評価】 毎年開催される都市計画主管課長会において「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ることができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知が図られるよう取り組んでいく。	(1) 造犯、罪設の備防等止にに配するし指した針道の路周等知の構	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 県都市計画主管課長会で指針の周知を図る。	県都市計画主管課長会で指針の周知を図る					犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。	都市計画課	54
148		(1) 備犯等罪にの関防するに指配針慮した周知道路等の構造、設	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った。 2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知。	【評価】 指定管理者の防犯に配慮した維持管理につなげられている。各土木事務所の維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 継続して、指定管理者及び各土木事務所の維持管理担当者に安全安心まちづくりに関する指針を周知していく。	(1) 備犯等罪にの関防するに指配針慮した周知道路等の構造、設	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 指定管理者や土木部公園担当職員に対して、公園内の安全確保に向けた取組の促進（H31修正）						公園内における犯罪や事故を防止する（H31修正）	公園下水道課	54
							指定管理者や公園担当職員との協議・周知							

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
149	1 刑法犯の発生の29.9%は、駐車（輪）場、道路、公園などの公共の場所で発生（H27年中） 2 公共の場所での犯罪のうち73.5%が窃盗犯（H27年中） 3 子どもに対する声かけ事案等は大半が路上で発生（H27年中：191件） 4 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか」 A「路上」（44.2%）「駐車場、駐輪場」（20.5%）「公園」（19.8%）	(1) る犯罪指針の防周知に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【個別の取組内容】 1 広報紙による犯罪防止に配慮した防犯環境の整備に関する呼びかけ 2 高知県ホームページでの左記指針の公開 3 高知県安全安心まちづくり推進会議総会における、基調講演等による犯罪防止に配慮した生活環境の整備促進の必要性の説明	【評価】 基調講演や広報紙での呼びかけにより、犯罪防止に配慮した生活環境の整備の必要性が周知され、また指針の周知につながっている。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方針）】 継続して指針の周知に取り組む。	(1) る犯罪指針の防周知に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 変更なし。							1 公園等、公共の場所での刑法犯及び声かけ等事案の発生を抑制する。 2 犯罪の抑止に配慮した公共空間を県下に広める。	県民生活課	54	
150	特になし	(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【個別の取組内容】 1 街頭防犯カメラ管理団体との連携を行った。 2 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設置促進を行った。	【評価】 道路、公園等の点検及び防犯カメラの設置等を通じ、指針の周知を図った。 【課題等】 住民等に対する指針の周知を図ること。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。 なお、防犯カメラの設置については、県民に防犯上の必要性が浸透し、道路などの一般の用に供する場所へ設置を希望する声があることから、個別に項目を設けて定めることとし、重点目標第4の基本的施策1(3)として防犯カメラの設置の推進、道路、公園、駐車場、駐輪場の整備促進の必要性の説明	(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知を図ります。 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 関係機関への犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等の普及の働きかけに合わせた指針の周知							自治体等だけでなく、地域住民、防犯活動団体と協同した取り組みにより、防犯性の高い道路等の普及を促進する。 【普及の働きかけ】・・・道路等の整備、改良等に合わせた普及のための関係機関との情報の共有の促進	生活安全企画課	54	

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
 基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

[illegible]

様式3

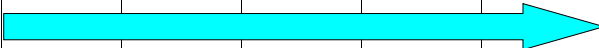
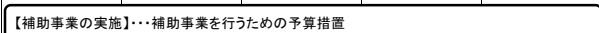
重点目標4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策1	犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	現 状 (H28.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
151	1 129基の道路照明を設置 2 ボランティアの登録団体が654団体となり、そのうち470団体が延べ3,863回の道路美化作業を行った。	(2) 場犯及び罪 びの駐 輪止 場に の配 慮 備 した 道 路、 公 園、 駐 車	県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【個別の取組内容】 1.道路照明を設置 2. ボランティア登録団体が道路美化作業を行った。	【評価】 ・目標に沿った取組が実行できている 【課題等】 ・特になし 【第3次計画に向けて(方針)】 ・取組を継続する	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 道路照明の設置 2 適切な道路維持・植栽管理の実施						犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。	道路課	54	
						道路照明の設置								
						適切な道路維持・植栽管理の実施								
152	1 21基の道路照明を設置した。	(2) 輪犯 場罪 の整 防 備 止に 配 慮 した 道 路、 公 園、 駐 車 場 及 び 駐	県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【個別の取組内容】 街路事業の施行 道路照明の設置	【評価】 街路事業を実施する中で、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、必要に応じて道路照明を設置することができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き街路事業を実施する中で、必要に応じて道路照明を設置していく。	(2) 【推進計画に基づく取組内容】 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保に努めます。 【個別の取組内容】 道路照明の設置						犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する。	都市計画課	54	
						道路照明の設置								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ	
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
			個別の取組内容			個別の取組内容									
153		(2) 輪犯場罪の整備に配慮した道路、公園、駐車場及び駐	県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。 【個別の取組内容】 1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行った。 2 土木部維持管理担当者会で安全安心まちづくりに関する指針の周知。	【評価】 指定管理者の防犯に配慮した維持管理につなげられている。各土木事務所の維持管理担当者に防犯意識のより一層の浸透を図ることができている。 【課題等】 特になし 【第3次計画に向けて（方針）】 継続して、指定管理者及び各土木事務所の維持管理担当者に安全安心まちづくりに関する指針を周知していく。	(2) 輪犯場罪の整備に配慮した道路、公園、駐車場及び駐	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 指定管理者や土木部公園担当職員に対して、公園内の安全確保に向けた取組の促進（H31修正）							公園内における犯罪や事故を防止する（H31修正）	公園下水道課	54
154	補助金事業による防犯カメラの設置状況 H28年度 30台予定 H27年度 16台 H26年度 18台 H25年度 19台 H24年度 5台			【課題等】 防犯カメラ設置の補助事業を継続するとともに、防犯カメラによる防犯効果の周知により、市町村、事業者等に防犯カメラの有効性を浸透させる。 【第3次計画に向けて（方針）】 補助事業を行うために必要となる予算措置に向けた取組	(3) 防犯カメラの設置の促進	【推進計画に基づく取組内容】 道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共の場所における犯罪防止のため、市町村、事業者等が設置する防犯カメラに対する補助事業を展開し、防犯カメラの設置を促進します。 【個別の取組内容】 1 補助事業への取組 2 防犯カメラの設置効果の広報							防犯カメラの設置効果が浸透し、市町村、事業者等による自発的な防犯カメラの導入により、地域の防犯性を高める。	生活安全企画課	54

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (R4.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
155	近年の住宅対象の侵入盗発生状況(県警調べ) H24年:305件 H25年:220件 H26年:245件 H27年:226件 H28年:171件 H29年:150件 H30年:148件 H31年:100件 R2年:120件 R3年:73件	(1) 関犯する罪の指防止のに周配慮した住宅の構造、設備等に	防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 ・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を継続して実施。	【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難 【第3次計画に向けて(方針)】 ・これまでの取組を継続するとともに、効果的な啓発方法を検討していく。	(1) 関犯する罪の指防止のに周配慮した住宅の構造、設備等に	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし						侵入盗発生件数の減少	住宅課	54
156	リーフレットの配布数(県のみ) 平成24年度:1798件 平成25年度:1174件 平成26年度:977件 平成27年度:876件	(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知	防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 1 建築確認申請の副本にリーフレットを添付し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり指針」を周知した。 2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本にリーフレットの添付を要請し、配布を行った。 3 平成25年度より移管された長期優良住宅認定通知時にリーフレットの配布を行った。	【評価】 リーフレットでの広報効果がみえにくい、周知、啓発活動は息の長い継続的な取り組みが必要と考えている。 【課題等】 建築確認申請の副本にリーフレットを添付するように要請していたが、添付せずに窓口に置いているだけのところがあった。建築関係団体と建築主へどのようにPRすれば効果的に話し合う機会が持てなかった。 【第3次計画に向けて(方針)】 周知、啓発活動の取り組みを継続して行く。 ・建築確認申請の副本、長期優良住宅認定通知時にリーフレットを添付することを再要請し、新たに他の民間確認検査機関にも要請する。 ・建築関係団体と建築主へのPR方法について話し合う等、再周知する。	(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知	【推進計画に基づく取組内容】 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。 【個別の取組内容】 1. 周知、啓発活動の取り組みを継続して行く。 2. 建築確認申請の副本、長期優良住宅認定通知時にリーフレットを添付することを再要請し、新たに他の民間確認検査機関にも要請する。 3. 建築関係団体と建築主へのPR方法について話し合う等、再周知する。						建築主が、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」を理解し、設計者及び施工者が、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく住宅を提供することで、防犯性の高い住宅が普及すること。	建築指導課	54

重点目標4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策2	犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (R4.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
157	1 刑法犯の発生の30.7%は、住宅で発生(H27年中) 2 住宅での犯罪のうち73.5%が窃盗犯(H27年中) 3 H27年度高知県警察県民世論調査 Q「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか」 A「空き巣、忍び込みなどの建物に侵入して物を盗まれる犯罪」(45.7%)	(1) 指犯罪の周防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項	【評価】 様々な手法でリーフレットを配付し、指針の周知を行うことができた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて(方針)】 窃盗被害を減らすため、継続して周知に取組む。	(1) 指犯罪の周防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 高知県ホームページでの広報 2 コンビニエンスストアでのリーフレットの配布 3 出前講座、地区の会合等の機会を利用したリーフレットの配布 4 「安全安心まちづくりひろば」でのリーフレットの配布 5 建築指導課や県防犯協会などへのリーフレット提供及び配布依頼						1 公園等、公共の場所での刑法犯の発生を抑制する。 2 犯罪の抑止に配慮した公共空間を県下に広める。	県民生活課	54	
158	安全・安心まちづくりコーナーへの防犯機器等の展示を行い、おおむね年に1回、防犯機器取扱業者の協力により展示機器の交換を行っている。	(1) 指犯罪の周防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項	【評価】 ホームページへの掲載、各種会合での紹介、安全安心コーナーの設置等により、指針の周知を図った。 【課題等】 指針の周知及び浸透を図るための情報提供を継続して行う必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(1) 指犯罪の周防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 広報紙等による情報提供 2 警察本部1階の安全・安心まちづくりコーナー、各種催し等における防犯性能の高い部品や防犯機器の展示 3 広報紙等による防犯性能の高い部品や防犯機器等に関する情報提供						6	生活安全企画課	54	

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (R4.3.31時点)	平成27年度までの取組			評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組			年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容			項目	推進計画に基づく取組内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容				個別の取組内容									
159	近年の住宅対象の侵入盗発生状況(県警調べ) H24年:305件 H25年:220件 H26年:245件 H27年:226件 H28年:171件 H29年:150件 H30年:148件 H31年:100件 R2年:120件 R3年:73件	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。 【個別の取組内容】 ・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」及び住宅の防犯対策リーフレットについて、住宅課HPで情報提供を実施。		【評価】 ・住宅課HPで情報提供を実施 ・住宅課窓口で啓発パンフレットを配布 【課題等】 ・HP、パンフレットの配布による啓発効果について定量的に確認することが困難 【第3次計画に向けて(方針)】 ・これまでの取組を継続するとともに、効果的な啓発方法を検討していく。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし		平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 ・犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 ・住宅性能表示制度に係る情報提供 取組の再検証 再検証した取組の実施	侵入盗発生件数の減少	住宅課	55				
160	安全・安心まちづくりコーナーへの防犯機器等の展示を行い、おおむね年に1回、防犯機器取扱業者の協力により展示機器の交換を行っている。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	①住宅の防犯対策についての情報の提供 既存住宅を含めた住宅性能表示の普及や犯罪の防止に配慮した住宅の普及のため、住宅における防犯についての情報収集と、ホームページなどによる情報の提供を行います。 【個別の取組内容】 1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を行った。 2 高齢者宅訪問活動に併せた防犯対策の教示を行った。 3 県警ホームページへの住宅等の防犯対策の掲載を行った。 警察本部見学者等による「安全安心コーナー」の展示品閲覧が行われた。		【評価】 ホームページによる防犯対策の掲載、安全安心コーナーへの防犯器具等の展示を行った。 【課題等】 新たな防犯建物物品等の紹介 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 警察本部1階の安全・安心まちづくりコーナー、各種催し等における防犯機器の展示 2 広報紙等による防犯機器に関する情報提供 3 防犯機器を含めた住宅における防犯対策に関する情報提供		【防犯機器以外の対策に関する情報提供】・・・広報紙等の活用 【防犯機器に関する情報提供】・・・効果的な防犯機器の選定 【防犯機器以外の対策に関する情報提供】・・・広報紙等の活用	住宅における防犯対策への意識を高める。	生活安全企画課	55				

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

番号	現 状 (R4.3.31時点)	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 (目標)	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
161	安全・安心まちづくりコーナーへの防犯機器等の展示を行い、おおむね年に1回、防犯機器取扱業者の協力により展示機器の交換を行っている。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	②防犯機器の情報の提供 ホームページや展示などにより、補助錠やセンサーライトなどの防犯機器、その他の情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。 【個別の取組内容】 1 警察本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示を継続した。 2 県警ホームページでの防犯機器情報等の掲載を行った。	【評価】 安全安心コーナーへの展示、ホームページへの掲載により防犯機器の情報を提供した。 【課題等】 防犯機器の把握と効果的な情報提供 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(2) 住宅の安全に関する情報の提供	【推進計画に基づく取組内容】 ② 防犯機器の情報の提供 住宅用の防犯ガラス、防犯カメラ等の防犯機器に関する情報提供を行い、犯罪の防止に配慮した住宅の普及を図ります。 【個別の取組内容】 1 警察本部1階の安全・安心まちづくりコーナー、各種催し等における防犯機器の展示 2 広報紙等による防犯機器に関する情報提供	【防犯機器の展示】・・・防犯機器取扱事業者の協力 【防犯機器に関する情報提供】・・・効果的な防犯機器の選定					防犯機器に関する情報を発信することにより、犯罪の防止に配慮した住宅への関心を高める。	生活安全企画課	55
162	近年の住宅対象の侵入盗発生状況(県警調べ) H24年:305件 H25年:220件 H26年:245件 H27年:226件 H28年:171件 H29年:150件 H30年:148件 H31年:100件 R2年:120件 R3年:73件	(3) 公営住宅の指針に基づく整備	県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるとともに、市町村営住宅についても、同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報の提供と指導を行います。 【個別の取組内容】 ・県営住宅改善工事を指針に基づき実施。 ・市町村営住宅整備について、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整備に努めるよう、情報の提供と指導を行った。	【評価】 ・住戸改善工事に合わせ、指針に基づく整備を行った。 【課題等】 ・住戸改善を行わない住宅が未対応。 【第3次計画に向けて(方針)】 ・継続的に取り組む。	(3) 公営住宅の指針に基づく整備	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 変更なし	犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針にもとづく県営住宅の整備 ・市町村営住宅についても同様に努めるよう情報提供と指導 取組の再検証 再検証した取組の実施					侵入盗発生件数の減少	住宅課	55

重点目標4	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
基本的方策3	犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
163	県内の金融機関における強盗事件発生件数 H22以降発生なし	(1) 金融機関に対する啓発	金融機関に対し、必要な防犯情報を提供するほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯対策の指導を行います。 【個別の取組内容】 1 金融機関職員の防犯意識の醸成を図った。 2 金融機関対象の強盗訓練や特殊詐欺被害防止のための声かけ訓練等を実施した。 3 地域安全ニュース等による各種防犯情報の提供を行った。 4 特殊詐欺被害防止の協力依頼を行った。 5 金融機関防犯協議会総会を開催し、犯罪情勢などの防犯情報を提供した。	【評価】 全国の金融機関を対象とした強盗事件の発生情報を提供するとともに、強盗対応訓練等の実施、防犯カメラ等の整備に関する指導を行った。 【課題等】 店舗により取組に差があることから、啓発活動を強化していく必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(1) 金融機関に対する啓発	【推進計画に基づく取組内容】 金融機関に対し、店舗等の構造、防犯体制、設備等の整備について啓発します。 【個別の取組内容】 1 犯罪情勢等の情報提供による防犯意識や防犯対策の向上 2 防犯訓練の実施による防犯対策の向上 3 防犯設備の整備・点検の働きかけ	【犯罪情勢等の情報提供】・・・会議の開催や広報紙等の配布による情報提供 							

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
165	南海トラフ地震のような大規模かつ広範的な災害が発生した場合でも、避難所で安心して避難生活が送れるよう、市町村と地域住民により、各避難所ごとに避難所運営マニュアルを平成28年度より5カ年計画で作成している。	(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映	大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 【個別の取組内容】 市町村と地域住民による避難所運営マニュアルの作成において、避難所の防犯対策の検討について提案している県作成の「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」などを参考にいただき、マニュアル作成に防犯の視点を反映するように呼びかけた。	【評価】 避難所開設などの初動対応の検討に加え、応急期以降の対策として「防犯の視点」を反映することで、巡回警備班を設けるなど、より実効性の高いマニュアルを作成つながっている。 【課題等】 各避難所の地域性(都市部、中山間部など)に対応した防犯対策を検討する必要がある。 【第3次計画に向けて(方針)】 県内10箇所のモデル避難所において作成した避難所運営マニュアルと、その作成の過程で得られたノウハウをとりまとめた「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」を参考にいただき「防犯の視点」を反映した取組を水平展開させる。	(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 市町村と地域住民による避難所運営マニュアルの作成する過程で、県内10箇所のモデル避難所において作成した避難所運営マニュアルと、その作成の過程で得られたノウハウをとりまとめた「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」を参考にいただき「防犯の視点」を、マニュアル作成に反映するように呼びかける。	「避難所運営マニュアル作成ノウハウ集」などにより、先進事例を広く情報提供					1「防災の視点」を反映した避難所運営マニュアルの作成につなげる	南海トラフ地震対策課	57
166	被災後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報収集	(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映	大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 【個別の取組内容】 市町村に対する働きかけに必要となる大規模災害時に発生が予想される事態の調査、検討等を行った。	【評価】 大規模災害時において発生が予想される事件等について、市町村に対して情報を提供した。 【課題等】 各自自治体に対する詳細な情報提供や取組のための打ち合わせなど、なお時間を要する。 【第3次計画に向けて(方針)】 引き続き取り組む。	(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 過去に地震等の大規模災害が発生した地域における発生後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報を収集 2 県の開催する市町村ブロック別担当者会議等における情報提供	【情報収集】…他県警察への照会、被災地における活動経験者からの情報収集 【情報提供】…会議等への参加その他の方法による情報提供					市町村による防犯対策が効果的かつ円滑に作用すること。	生活安全企画課	57

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
167	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や無人店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災計画の一般対策編に「防犯の視点」が盛り込まれるなど、災害時の防犯に対する意識は向上している。	(1) 地域の防災計画への「防犯の視点」の反映	大規模な災害が発生した後は、様々な事件や事故などの発生が予想されることから、市町村に対して、防災や復興に関する各種計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけます。 【個別の取組内容】 1 市町村ブロック別担当者会における、大規模災害時の「防犯の視点」の必要性の説明 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、主催イベント「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示等での、大規模災害時の防犯対策の必要性の広報	【評価】 地域防災計画の一般対策編には「防犯の視点」が盛り込まれており、災害時の防犯に対する意識が高められた。 【課題等】 日頃から市町村とさらに連携し、防犯の視点の重要性を認識していただくことが必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 災害に便乗した窃盗や悪質商法等の被害を防ぐため、防犯対策は重要であり、継続して取り組んでいく。	(2) の地視域点の「防の災害計画要性」の盛り報込・ま啓れ発ている「防犯	【推進計画に基づく取組内容】 市町村との連携を深め、各市町村の地域防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」を反映した取組が効果的に実施されるよう、「防犯の視点」の重要性について広報・啓発を行います。 【個別の取組内容】 変更なし。						防災部門、市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動が効果的に行われることを目指す。	県民生活課	57
168	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、無人家屋や無人店舗を対象とした窃盗犯が多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災計画の一般対策編に「防犯の視点」が盛り込まれるなど、災害時の防犯に対する意識は向上している。	(2) 発生前の備え及び発生後の対応への支援	市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村が開催する会議や研修へ、実際に被災地等で活動経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地での犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動が迅速・適切に行えるための支援を行います。 【個別の取組内容】 1 市町村ブロック別担当者会における、大規模災害時の「防犯の視点」の必要性の説明 2 広報紙「安全安心まちづくりニュース」、主催イベント「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示等での、大規模災害時の防犯対策の必要性の広報	【評価】 市町村ブロック会の開催などを通じ、災害発生後の防犯活動について、情報提供できた。 【課題等】 被災地での犯罪発生状況等について、さらに市町村に情報提供をしていく必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 災害に便乗した窃盗や悪質商法等の被害を防ぐための防犯対策は重要であるため、継続して取り組んでいく。	(3) 発生前の備え及び発生後の対応への支援	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 変更なし。						市町村との連携強化を図り、災害発生後、自主的な防犯活動が効果的に行われることを目指す。	県民生活課	57

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
169	被災後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の 情報収集	(2) 発生 前 の 備 え 及 び 発 生 後 の 対 応 へ の 支 援	市町村において、災害発生後の防犯活動を円滑 に行うための備えが進むよう、災害時の犯罪や防犯 活動の事例などの情報を提供するとともに、市町村 が開催する会議や研修へ、実際に被害地等で活動 経験のある有識者や職員を派遣するなどの支援を 行います。 また、実際に災害が発生した場合には、被災地で の犯罪の発生状況や、被災者に対する生活上のトラ ブルに関する情報提供など、市町村による防犯活動 が迅速・適切に行えるための支援を行います。	【評価】 市町村ブロック会の開催な どを通じ、災害発生後の防犯 活動について、情報提供でき た。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方 針）】 災害に便乗した窃盗や悪 質商法等の被害を防ぐた め、防犯対策は重要であり、 継続して取り組んでいく。	(3) 発生 前 の 備 え 及 び 発 生 後 の 対 応 へ の 支 援	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし <								

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

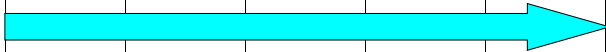
重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿（目標）	担当課	冊子記載ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
170	様々なメディアを活用した啓発や地域地域での顔の見える啓発等を実施することにより、県民一人ひとりの防災意識の向上に努めている。	(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援	防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	【評価】 メディアを活用した啓発や地域での取り組みを通じた啓発等を実施することで、防災訓練や研修会への参加を促進した。 【課題等】 平成27年度に実施した「地震・津波に対する県民意識調査」の結果、地域の防災訓練に参加していない方が約6割いることから、啓発活動の強化と新たな視点での啓発活動の充実が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 発災から復旧までの一連の流れを明らかにすることにより、必要となる取り組みを促し、県民一人ひとりに地域地域で命を守り、つなぐための意識を持っていただく。	(1) 【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 									

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
172	被災後の防犯活動に必要な資機材の整備や備蓄に対応できていない。	(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援	防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。 また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報や、ベスト、帽子、腕章等活動に必要な物品の提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	【評価】 災害時における防犯活動のための支援物品の整備が十分でなく、また、災害後の活動を想定した情報の提供が不十分である。 【課題等】 支援物品の備蓄、情報提供の充実を図る必要がある。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						防犯活動団体による被災後の防犯活動への取組	生活安全企画課	58
			【防災訓練への参加の促進】・・・各種会議、広報活動を通じた呼びかけ											
			【個別の取組内容】 災害時の防犯活動に特化したものではないが、防犯活動に必要な資機材の購入のための予算を計上し、資機材を防犯団体等に対して配布した。 県や市町村の計画する防災訓練への参加促進について、積極的な働きかけまでは出来ていない。			【個別の取組内容】 1 防災訓練への参加の呼びかけ 2 防犯活動に必要な資機材（ベスト・腕章等）の整備や備蓄とそのために必要となる予算措置	【資機材の整備・備蓄】・・・予算措置に向けた取組							
173	地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介し、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけている。	(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ	自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。	【評価】 地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介した。 【課題等】 地域や自主防災組織の活動が盛んな地域からの依頼が多いため、防災・防犯の意識が低い地域への啓発について検討が必要。 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き、地域や自主防災組織を対象にした出前講座等で、職員やこうち防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介し、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかける。	(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし						1 自主防災組織の日ごろの防犯活動へ参画につなげる	南海トラフ地震対策課	58
			【個別の取組内容】 地域・自主防災組織を対象にした出前講座で高知防災備えちよき隊を派遣し、自主防災組織が取り組んでいる防犯・防災活動などの事例を紹介した。			【個別の取組内容】 変更なし								
			職員及びこうち防災備えちよき隊の派遣											

第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」事業線表

様式3

重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

番号	現 状（H28.3.31時点）	平成27年度までの取組		評価・課題等	平成29年度から33年度までの取組		年 度 別 取 組 予 定					目指すべき姿 （目標）	担当課	冊子 記載 ページ
		項目	第2次推進計画に基づく取組内容		項目	推進計画に基づく取組内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
			個別の取組内容			個別の取組内容								
174	東日本大震災における被害状況 南海大震災発生予測 津波浸水予想の発表 ①災害の発生後は、 無人家屋や無人店舗 を対象とした窃盗犯が 多発する可能性が高い。 ②市町村の地域防災 計画の一般対策編に 「防犯の視点」が盛り 込まれるなど、災害時 の防犯に対する意識 は向上している。	(2) 自主 防 災 組 織 に よ る 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 働 き か け	自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。 【個別の取組内容】 1 関係団体や地域の集まりの場での「安全安心まちづくり」に関する講義における「防犯の視点」の必要性の呼びかけ 2 関係部署を通じるなどした、自主防災組織の把握	【評価】 自主防災組織等に講義を行い、防犯の視点などの情報提供を行った。また、防犯活動への参画を働きかけた。 【課題等】 特になし。 【第3次計画に向けて（方針）】 自主防災組織に防犯活動を行ってもらうことは、災害時の防犯にとって重要なことであるため、継続して取組を進める。	(2) 自主 防 災 組 織 に よ る 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 働 き か け	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし。 【個別の取組内容】 1 主催イベント「安全安心まちづくりひろば」並びに関係団体及び地域の会合等の各機会を利用した「防犯の視点」の必要性の広報啓発 2 関係部署を通じるなどした、自主防災組織の把握 3 県内各地域で行われている防災研修会、防災イベントに関する広報	【機会を捉えた広報】・・・◎「安全安心まちづくりひろば」におけるパネル展示 ◎関係団体及び地域の会合等					市町村、自主防災組織、防犯ボランティア団体など、お互いに連携しながら、災害時に自主的な防犯対策に取り組めるようにする。	県民生活課	58
								【情報収集】・・・◎関係団体及び地域の会合等の機会を利用した自主防災組織の把握						
175	被災後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報収集	(2) き自 か 主 防 災 組 織 に よ る 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 働 き か け	自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。 また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。 【個別の取組内容】 自主防災組織等への情報提供のために必要となる、被災後における防犯活動に関する現地の防犯情報の収集を図った。	【評価】 被災後の防犯活動のノウハウの収集が十分でなく、他部門と連携した活動を行う必要がある。 【課題等】 自主防災組織への取組 【第3次計画に向けて（方針）】 引き続き取り組む。	(2) き自 か 主 防 災 組 織 に よ る 防 犯 活 動 へ の 参 画 の 働 き か け	【推進計画に基づく取組内容】 変更なし 【個別の取組内容】 1 過去に地震等の大規模災害が発生した地域における発生後の犯罪発生状況、防犯活動事例等の情報を収集 2 自主防災組織等との連携	【情報収集】・・・◎防災研修会、 防犯イベントの記事掲載					自主防災組織等による防犯活動への参画	生活安全企画課	58
								【情報収集】・・・他県警察への照会、被災地における活動経験者からの情報収集						
							【自主防災組織等との連携】・・・各種会議や活動を通じた協力関係の構築							